

自治体向け

財産管理人選任事件申立てQ & A

大阪家庭裁判所財産管理係

はじめに

本書は、主に自治体が申立て人となって、公益的な目的から、相続人不存在の場合の相続財産管理人や不在者財産管理人の選任申立てを行う場合に、必要となる準備やその後の手続などについて、よくある質問を掲げて、できるだけ具体的でわかりやすい説明を試みようとしたものです。これによって準備を進めていただければ、初めて財産管理事件の申立てに携わられた方であっても、概ね申立てに至ることができるものと考えています。

もちろん、本書には、取り上げられていない質問や説明に不十分な箇所などが多くあるかと思います。ご不明の点やご質問などございましたら、どのような些細なことでも構いません。お気軽に下記の連絡先にお問合せいただければ幸いです。本書の改訂にも活用させていただきます。

なお、申立て前にご準備いただいた申立て書や添付書類については、当係までご持参いただければ事前に確認をさせていただいておりますし、もちろん電話でのお問合せもお受けしております。ただし、ご持参の場合はあらかじめ電話にてご予約をいただきますようお願いいたします。

令和元年7月

大阪家庭裁判所家事第4部財産管理係書記官室

自治体窓口担当 主任書記官

消費税率の変更に伴い郵券の予納額等を改訂したほか、誤記の訂正などの形式的な改訂を行いました。

令和元年11月

予約・問合せ等専用ダイヤル 06-6943-5895 (直通)

目 次

(相続財産管理事件編)

総論

- 1 相続財産管理制度はどのような制度ですか。
- 2 相続財産管理事件の主な手続の流れについて教えて下さい。
- 3 自治体は、相続財産管理制度を、具体的にどのような場面で活用できるのでしょうか。

申立て

- 4 どのような場合に、相続財産管理人を選任することができるのですか。
- 5 土地所有者が亡くなっています、戸籍を調べたところ、相続人がいるのですが、全員相続放棄をしているそうです。この場合、どうなりますか。
- 6 相続財産管理人の選任は誰が申し立てることができますか。
- 7 相続財産管理人の選任はどこに申し立てればよいのですか。
- 8 申立ての際にはどのような書類や資料が必要ですか。
- 9 申立人(自治体)は、申立てまでにどのような準備をする必要がありますか。
- 10 申立てのための費用はどれくらいかかりますか。申立てに要した費用は返還されるのでしょうか。
- 11 予納金について、詳しく教えてください。
- 12 土地所有者不明事案の申立てについて、留意すべき点を教えてください。
- 13 空き家事案の申立てについて、留意すべき点を教えてください。
- 14 遺留金事案の申立てについて、留意すべき点を教えてください。

審理

- 15 申立てに関して、家庭裁判所はどのような審理をするのですか。
- 16 相続財産管理人の選任を申し立ててから相続財産管理人が選任されるまでには、どれくらい時間がかかりますか。
- 17 申立人が候補者を挙げた場合、候補者を相続財産管理人に選任してもらえますか。
- 18 審判に対して不服申立てをすることはできますか。

管理人職務

- 19 相続財産管理人は、どのような職務を行うのですか。

- 20 相続財産管理人の職務は、いつまで続くことになるのですか。
- 21 相続人が出現した場合のその後の手続の進め方について教えてください。
- 22 相続財産管理人の報酬は、どのように支払われるのですか。
- 23 相続財産管理人が選任された後、自治体が用地を買収するためにはどのような手続が必要ですか。
- 24 用地買収の対象となる土地と隣地との境界を確認するために、相続財産管理人に立ち会ってもらうことができますか。その際、家庭裁判所の許可が必要ですか。
- 25 相続財産管理人に対し、土地の固定資産税を請求できるのですか。
- 26 相続財産法人を含む相続人間で遺産分割協議をしていますが、まとまりません。保存行為としての相続登記を経た上で、自治体が相続分を買収することができますか。
- 27 相続財産管理人の選任申立てと、権限外行為許可の申立てを同時に行うことができますか。
- 28 被相続人と長い間同居していたり、療養看護に努めていたりしたなど被相続人と特別の縁故があった人に対して、相続財産が分与されることがあると聞いたのですが、特別縁故者に対する分与は、租税債権等の回収に優先されるのでしょうか。

(不在者財産管理事件編)

総論

- 1 不在者財産管理制度は、どのような制度ですか。
- 2 不在者財産管理事件の主な手続の流れについて教えてください。
- 3 自治体は、不在者財産管理制度を、具体的にどのような場面で活用できるのでしょうか。

申立て

- 4 どのような場合に、不在者財産管理人を選任することができるのですか。
- 5 事業計画の対象となっている土地の中に、土地の地番がわからず、所有者が不明な土地があります。不在者財産管理人を選任してもらうことができますか。
- 6 不動産登記事項証明書を調べると、明治時代の所有権登記で、所有者の氏名の記載のみで、住所の記載がないものがありました。不在者財産管理人を選任してもらうことができますか。
- 7 不動産登記事項証明書を調べると、明治時代の所有権登記で、所有者の戸籍を調べましたが、該当する人が見つかりません。不在者財産管理人を選任してもらえますか。
- 8 不在者の親族から聞いたところでは、不在者は放浪癖があるらしく、ある日突然いなくなるが、数か月すれば戻ってくるそうです。不在者財産管理人を選任してもらえますか。
- 9 不在者財産管理人の選任は誰が申し立てることができますか。
- 10 親族が不在者財産管理人の選任申立てをして不在者財産管理人が選任された場合、自治体は選任の事実を知ることができますか。
- 11 不在者財産管理人の選任はどこに申し立てればよいのですか。
- 12 申立ての際にはどのような書類や資料が必要ですか。
- 13 申立人(自治体)は、申立てまでにどのような準備をする必要がありますか。
- 14 申立てのための費用はどれくらいかかりますか。申立てに要した費用は返還されるのでしょうか。
- 15 予納金について、詳しく教えてください。
- 16 申立人が候補者を挙げた場合、候補者を不在者財産管理人に選任してもらえますか。

審理

- 17 「不在」であることに関して、家庭裁判所はどのような審理をしますか。
- 18 不在者財産管理人の選任を申し立ててから不在者財産管理人が選任されるまでには、どれくらいの時間がかかりますか。
- 19 公益目的のため必要な用地の所有者の中に、複数の不在者がいます。これら複数の不在者のために、同一の不在者財産管理人を選任してもらうことができますか。
- 20 審判に対して不服申立てをすることはできますか。

管理人職務

- 21 不在者財産管理人は、どのような職務を行うのですか。
- 22 不在者財産管理人の職務は、いつまで続くことになるのですか。
- 23 不在者財産管理人には報酬が支払われるのですか。
- 24 不在者財産管理人が選任された後、自治体が用地を買収するためにはどのような手続が必要ですか。
- 25 用地買収の対象となる土地と隣地との境界を確認するために、不在者財産管理人に立ち会ってもらうことができますか。その際、家庭裁判所の許可が必要ですか。
- 26 不在者財産管理人に対し、土地の固定資産税を請求できるのですか。
- 27 不在者を含む相続人間で遺産分割協議をしていますが、まとまりません。遺産である不動産について、保存行為としての相続登記を経た上で、自治体が不在者の相続分を買収することができますか。
- 28 不在者財産管理人の選任申立てと、権限外行為許可の申立てを同時に行なうことができますか。

参考書式

- 1 相続財産管理人選任申立書
- 2 不在者財産管理人選任申立書
- 3 財産目録
- 4 不動産処分に関する上申書

参考記載例

- 1 相続財産管理人選任申立書
 - (1)-1 遺留金事案(一般)
 - (1)-2 遺留金事案(行旅死亡人)
 - (1)-3 遺留金事案(社会福祉協議会申立て)
 - (2) 空家事案
 - (3) 公営住宅明渡し事案
 - (4) 不動産処分事案
 - (5) 用地買収事案
- 2 不在者財産管理人選任申立書
 - (1) 遺留金事案
 - (2) 空家事案
 - (3) 用地買収事案
- 3 財産目録

凡 例

文中に掲げる法令・裁判例等については次の略記とします。

[法令]

- 家事規則 家事事件手続規則
家事法 家事事件手続法
民訴法 民事訴訟法
空家特措法 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)
所有者不明土地特措法 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法
(平成30年法律第49号)
政令 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令
(平成30年11月9日号外政令第308号)
省令 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則
(平成30年11月9日号外国土交通省令第83号)

[裁判例]

最二小判平成3年4月19日(民集45巻4号477頁)

→最高裁判所第二小法廷判決平成3年4月19日最高裁判所民事判例集45巻4号477頁

松山家審昭和40年7月20日(家月35巻4号588頁)

→松山家庭裁判所審判昭和40年7月20日家庭裁判月報35巻4号58頁

((相続財産管理制度編))

Q1 相続財産管理制度はどのような制度ですか。

相続人が不存在（不明）である場合の相続財産の管理制度（手続）は、相続人のあることが明らかでないときに、相続財産を法人とみなして（民法951条）、相続財産管理人を選任した後、相続人を捜索しつつ相続財産を管理・清算し、相続人が現れないまま、相続財産の清算が終了してなお残余財産があるときは、これを特別縁故者に分与することができるものとし、分与されなかつた残余の相続財産を国庫に引き継ぐための制度です（民法952条ないし959条）。

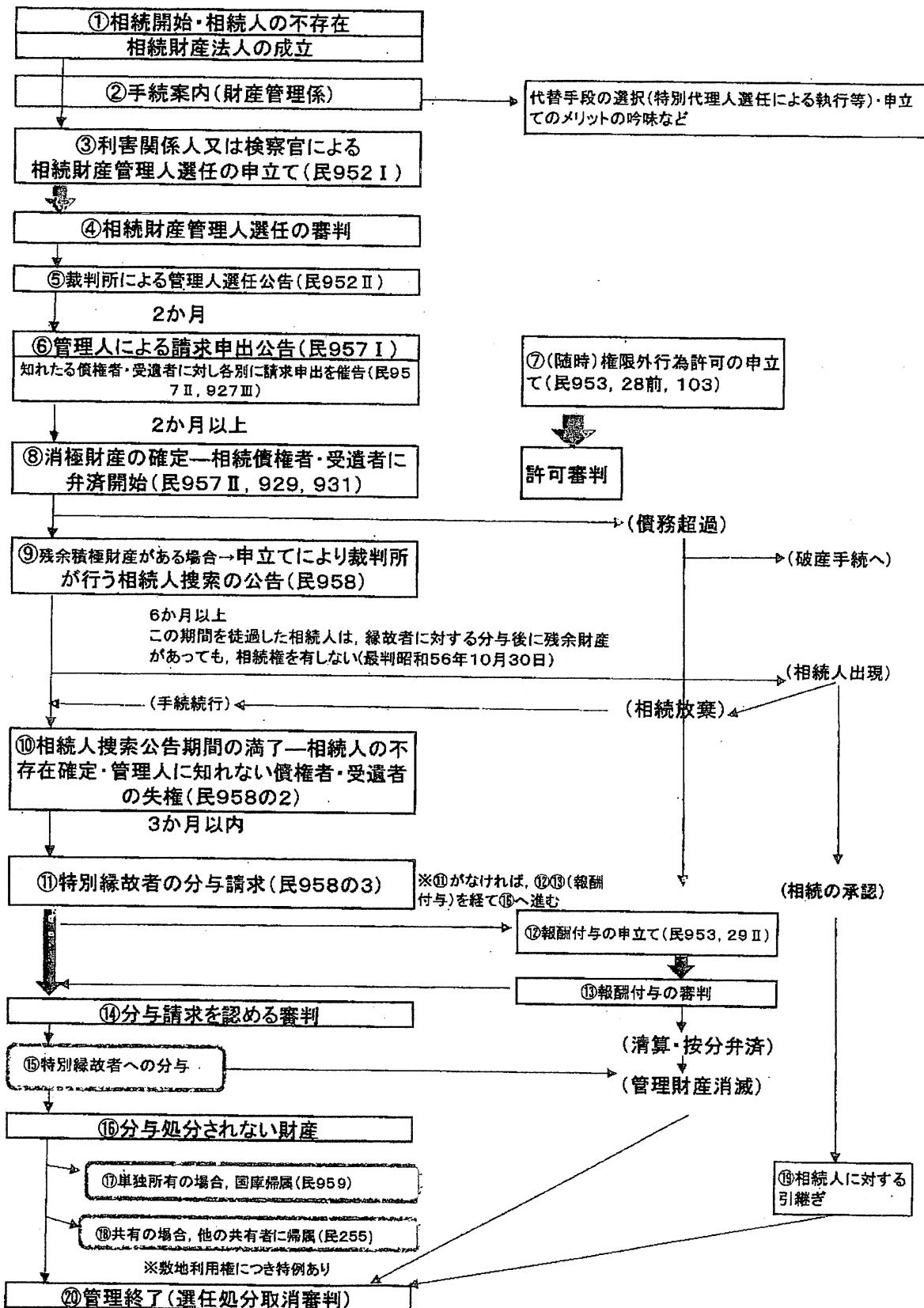
手続の流れについては、Q2をご参照ください。

Q2 相続財産管理事件の主な手続の流れについて教えて下さい。

次頁の図に沿って説明します。

- (図①) ある人（被相続人）が死亡し、相続が開始したが、被相続人に相続人のあることが明らかでないとき（相続人不明・相続人不存在）は、当該相続財産は法人とみなされます（民法951条）。
- (図②) 当庁財産管理係では申立てに際して準備すべき書類等について手続案内を行っています。申立ての手引きも用意しています。なお、裁判所によって必要書類に違いのあることが少なくありません。必ず申立て先の裁判所にご確認ください。
- (図③) 利害関係人が相続財産管理人（以下「管理人」という。）選任の申立てを行います。なお、予納金については、申立て後、事案に応じて予納額を決定し納付をお願いしています。
- (図④⑤) 管理人選任後、裁判所は、選任公告を行い、管理人は、相続財産を調査して財産目録を作成します。
- (図⑥) 選任公告後、2か月以内に相続人のあることが明らかにならなかったときは、管理人は、遅滞なく相続債権者・受遺者に対する請求申出公告を行います。
- (図⑦) 相続財産の清算のため相続財産を処分する場合、家庭裁判所の権限外行為許可を要します。
- (図⑧) 請求申出公告期間満了後、管理人は、相続債権者・受遺者に対し、民法957条2項の準用する同法929条以下の規定に従って弁済を行います。
- (図⑨) 請求申出の公告期間満了後、なお相続人のあることが明らかでないときは、管理人は、家庭裁判所に対し、相続人捜索の公告の申立てを行います。ただし、債務超過事案については、相続人捜索の公告の申立ては不要です。家庭裁判所は、6か月以上の催告期間を定め相続人捜索の公告を行います。
- (図⑩) 相続人捜索の公告期間内に相続権を主張する者が出現しなければ、相続人不存在が確定し、相続人並びに管理人に知れなかった相続債権者及び受遺者は、その権利を失います。
- (図⑪⑭⑯) 相続人捜索の公告による催告期間満了後3か月以内に、被相続人と特別の縁故があつたと主張する者は、家庭裁判所に対し、相続財産の全部または一部の分与を求める申立てができます。
- (図⑫⑬) 管理人は、通常、管理事務終了時に接着した時期に報酬付与の申立てをします。
- (図⑯⑰⑯) 特別縁故者に分与されなかった相続財産は、国庫に帰属します。ただし、共有の場合は、他の共有者に帰属します。
- (図⑯⑰) 国庫や出現した相続人への引継ぎが終了した後、管理人は家庭裁判所に管理終了報告書を提出し、家庭裁判所は管理人選任処分の審判を取り消します。

相続財産管理事件の手続の流れ



Q3 自治体は、具体的にどのような場面で相続財産管理制度を活用できるのでしょうか。

1 債権回収

まず、債権回収目的で活用することが考えられます。例えば、自治体が、被相続人に対し、生前、固定資産税等の賦課を行っていたものの滞納状態にあった場合、滞納分の徴収や将来の賦課徴収のために、相続財産管理人選任の申立てを行い、選任された相続財産管理人において、相続財産である不動産を売却処分して、その売得金から債権回収を図るというケースです。

このように不動産を売却処分して債権回収を図るケースでは、不動産の換価可能性を調査し、その可能性を判断した上で申立てをすることが重要となります。

ところで、回収目的の債権が租税債権等の強制徴収公債権の場合、自治体には滞納処分のための調査権限（地方税法48条1項、68条6項等が準用する国税徴収法141条）があることから、申立前に、財産調査を幅広く行い、相続財産の状況を把握することができます。しかし、空家特措法に基づく略式代執行に要した費用や生活保護法63条による費用返還債権といった非強制徴収公債権の場合、若しくは事務管理により生じた費用（民法702条）、公営住宅の使用料（最一小判昭和59年12月13日（民集38巻12号1411頁））といった私債権の場合は、自治体に国税徴収法に基づく財産調査の権限がありませんので、相続財産の状況の把握が困難となることが少なくありません。そこで、このような場合に、財産調査を目的として相続財産管理制度を活用することも考えられます※1、2、3。

※1 相続財産が判明した場合には引き続き債権回収を行い、他方、判明しなかった場合には回収不能との判断が可能となります。後者（回収不能）の場合、一般に、財産管理人による管理を継続することは相当でないとして管理人選任の処分が取り消され（家事法208条、125条7項），管理事件は終了することになりますので、比較的低コストで申立て目的を達成できるものと考えられます。

※2 選任された相続財産管理人は、相続財産である家屋に立ち入り捜索をしたり（鍵がなければ管理人において解錠、付替え等を行います。），金融機関、証券会社、保険会社等に取引の有無を照会をしたり、貸金庫があれば開錠して金庫内を確認したり、相続放棄をした相続人等から聞き取りを行うなど、相続財産法人の代表者としての立場を活用して、必要にして十分な財産調査をすることになります。

※3 地方税の優先徴収権（地方税法14条は、「地方団体の徴収金は（…）その他の債権に先だって徴収する。」と規定しています。）の内容については、以下の論述が参考になります。「『先だって徴収する』とは、地方税債権と他の公課その他の債権とが同時に納税者又は特別徴収義務者の

同一財産の中から弁済を受けようとする場合に、地方税債権がすべての他の公課その他の債権に原則として先だって弁済を受けることができるということをいう。具体的には、納税者又は特別徴収義務者の財産が滞納処分、強制執行等の強制換価手続により換価されて（債権又は有価証券の差押えがなされ、その債権が取り立てられた場合を含む。）競合する債権の弁済に充てられる場合に、その債権相互間において先だって弁済を受けることをいう。したがって、地方税の優先徴収権が認められていても、納税者又は特別徴収義務者が他の公課その他の債務を任意に弁済する場合には、それに介入してその優先性を及ぼすことはできない（もっとも、任意弁済が優先権を有する地方税債権を害するために行われた詐害行為に該当するかどうかという別個の問題はありうる。）。（一般財団法人地方財務協会「平成29年改訂地方税法総則逐条解説」233頁）。なお、国税徴収法は8条において同旨の定めをしており、吉国二郎ほか「平成30年改訂国税徴収法精解」137頁に同旨の論述があります。

2 滞納処分

相続財産が相続人不存在の場合、滞納処分を執行するために、相続財産管理人の選任が必要となる場合があります※。

※ 滞納処分による差押えが未了の場合、差押えには不動産の登記名義を相続財産法人名義へ変更する登記を経る必要がありますが、そのために相続財産管理人が必要となることがあります。また、差押えの後に相続が開始したが相続人が不存在の場合には、滞納処分関係の書類を送達するために相続財産管理人の選任が必要ということになります（これに対して、相続人は存在するけれどもその相続人が行方不明の場合については、公示送達によることがあります。）。

ところで、金銭、債権等の換価の対象とならない財産以外の財産（不動産、動産等）については、公売手続によってこれを換価・債権回収することができます。しかし、一般に、公売手続による換価の場合には減価されることから、任意売却のほうが価格面で有利であると判断できる場合もあるかと思われます。実際にも、任意売却のほうが、高額かつ迅速に換価されるケースが多いようです。

3 空き家対策

次に、自治体が空き家対策で申し立てる例があります。例えば、保安上危険な空き家がある場合、相続財産管理人が空き家の適正管理（修繕や除却など）や売却等を行うことにより、危険状態を除去するとともに、併せて空家特措法による略式代執行に要した費用や滞納税を回収することが考えられます（Q13をご参照ください）。また、共有や区分所有の建物について一部の共有者や区分所有者の相続人が不存在という場合、権利者間の意見調整ができず、空家特措法に基づく自治体の長の権限行使によっても解決が容易ではない場合があります。そのような場合に、相続財産管理制度を活用し、弁護士である財産管

理人が他の共有者や区分所有者との調整を行い、空き家の管理や処分をすすめることも考えられます。

※ 空き家の代執行において有価値動産の保管・処分等が問題となることがあります、相続財産管理人が選任されている場合は、財産管理人において適切な対応を取ることができます。

4 遺留金の処理

生前、生活保護を受給していた者が死亡し、同人に相続人が見当たらないため、自治体※がいわゆる「遺留金」を預かっている場合に、「遺留金」の国庫帰属を目的として相続財産管理制度を活用する場合があります（Q14をご参照ください）。

※ 自治体に準ずる公益的団体である社会福祉協議会等も含まれます。

5 公営住宅明渡し等

例えば、公営住宅の明渡しを求めて相続財産管理制度を活用する例、公営住宅の入居者が死亡し相続財産が残されている場合にその引継ぎを目的として活用する例があります。

なお、相続財産管理制度の利用に代えて、明渡訴訟や明渡執行において特別代理人（民訴法35条）を選任する方法もありますが、勝訴判決に基づく明渡しの執行だけでは対応しえない問題が残るケース（預貯金等の相続財産から滞納使用料等を回収した後、なお剩余金等が残存する場合など）では、相続財産管理制度の活用が有用であるといえます。

6 用地買収、境界確定等

その他、買収予定の土地の共有者の一人が相続人不存在であったり、買収予定の土地の隣地所有者が相続人不存在で境界確認できないといった場合に、相続財産管理制度の活用例があります（Q23、Q24をご参照ください）。

Q4 どのような場合に、相続財産管理人を選任することができるのですか。

1 選任要件

相続財産管理人の選任要件は、①相続が開始したこと、②相続人のあることが明らかでないこと、③相続財産が存在すること、④利害関係人又は検察官からの申立てがあることの4つになります。

④の要件に関し、平成30年11月15日に施行された所有者不明土地特措法38条により、政令所定の調査を経た所有者不明土地（政令で定める方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地）について、自治体又は行政機関の長に相続財産管理人の選任申立権が付与されました（Q6をご参照ください）。

2 ①「相続が開始したこと」

相続は、被相続人の死亡によって開始します（民法882条）。ここでいう死亡には、自然的死亡のほか、失踪宣告による擬制死亡（民法30条、31条）は含まれますが、いわゆる高齢者職権消除により除籍された者については、相続は開始しません。

3 ②「相続人のあることが明らかでないこと」（相続人の不存在）

この要件が問題となるのは、次のような場合です。

（1）戸籍上相続人が存在しない場合

戸籍上、相続人が存在しない場合は、この要件を充たすものと解されています。これに対し、戸籍上相続人が一人でも存在すれば、相続人の不存在に該当せず、不在者財産管理の規定や失踪宣告の規定に従って処理されることになります（東京高決昭和50年1月30日（判例時報778号64頁）。後記【その他留意を要する事例】Q2参照）。

（2）戸籍上最終順位の相続人はいるが、相続資格のない場合

最終順位の相続人※が、すべて相続欠格（民法891条）、相続人の廃除（民法892条）によって相続資格を失っている場合、また、相続の放棄（民法938条）をしたために初めから相続人にならなかつたとみなされる場合（民法939条）も、（1）と同様に相続人の不存在に該当します。

※ この「最終順位の相続人」には、民法887条1項又は889条1項2号所定の相続人が死亡、若しくは相続欠格、相続人の廃除により相続資格を失った場合の代襲相続人が含まれます。

（3）戸籍上相続人は存在しないが、包括受遺者がいる場合

⑦ 全部包括遺贈の場合

最二小判平成9年9月12日（民集51巻8号3887頁）は、包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有し（民法990条）、遺言者の死亡の時から原則として同人の財産に属した一切の権利義務を承継するので、相続人不存在の手続を要しないとして、相続人の不存在に該当しないと判示しています。

① 割合的包括遺贈の場合

これは、例えば、遺言者に相続人はいなかったが、遺言者が相続財産の3分の2を遺贈する旨の遺言をしていた場合、残部の3分の1について相続人の不存在に該当するかという問題です。

この問題については、該当しないとする説（残部についても包括受遺者に帰属すると解するもの）と該当するとの説に分かれていますが、実務は後説に立ち、残部について相続人不存在の手続が開始するものとしています。

④ 戸籍上相続人は存在しないが、相続人が出現する可能性がある場合

例えば、父を定める訴え、認知の訴え、親子関係存在確認の訴え、離婚又は離縁の無効の訴え等の身分関係訴訟が係属しており、判決の結論によっては相続人が出現する可能性もある場合、相続人の不存在に該当するかどうかについては、争いがありますが、実務では、相続人不存在に該当するとして管理人を選任しています。

⑤ 戸籍上の唯一の相続人が表見相続人である場合

戸籍上、相続人として記載されている者がいるが、真実は相続人ではないという場合でも、人事訴訟により相続人でないことが確定するか、戸籍訂正が認められない限り、当然には相続人がいないとはいはず、相続人の不存在に該当しないとするのが実務です。

4 ③「相続財産が存在すること」

管理人を選任するためには、相続財産管理人選任事件を始めとする一連の家事事件手続をもって処理すべき紛争対象として意味のある相続財産が存在することが必要と解されています。すなわち、印紙代、郵券、公告費用などのほか、管理人の報酬や管理行為をするに不可欠の諸費用をかけて処理するだけの価値のある相続財産がなければ、財産管理事件として処理すべきであるか疑義が生じることがありますので、そのようなケースについては、事前に裁判所にご相談ください。

【その他留意を要する事例】

Q1 管理人の選任申立てに当たり、相続放棄をした人が、相続放棄を撤回したいと言っています。この場合、申立てができますか。

A 相続放棄を撤回することは認められません（民法919条1項）が、詐欺や強迫によって相続放棄をした場合など、理由によっては相続放棄の取消しが認められる

場合があります（民法919条2項）。その場合でも、相続放棄の取消しをするには家庭裁判所への申述が必要です（民法919条4項）ので、これが受理されていない限り、相続人がいないものとして管理人の選任の申立てができます。

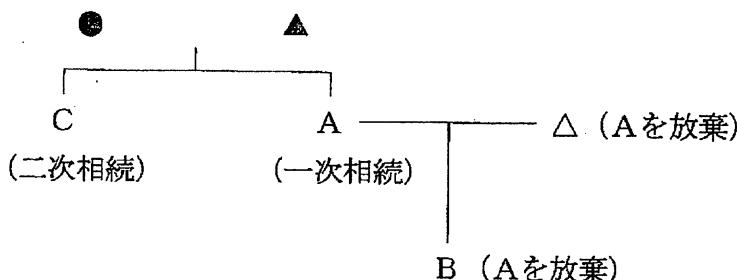
Q2 昭和初期の戸籍には法定相続人に当たる者の名前があるのですが、その後転籍により新しく立てられた戸籍が戦災により焼失してしまい、それ以降に作られた戸籍にはその者の名前が出てきません。恐らくはその焼失した戸籍に死亡や養子縁組等により他の戸籍に入籍した旨の記載があるものと考えられますが、このような場合にも、「相続人のあることが明らかでない」として管理人を選任してもらえますか。

A 法定相続人の生死又は所在が不明である場合には、相続人不存在とはいえず、不在者財産管理制度又は失踪宣告によることになります。

Q3 戸籍上は被相続人に子がいるものの、それは他人の子であって、関係者全員がそれを認めているような場合や、被相続人について複数の戸籍があるとの主張がされている場合（「複本籍」のケース）に、「相続人のあることが明らかでない」として管理人を選任してもらえますか。

A 人事訴訟により相続人でないことが確定するか、戸籍訂正が認められない限り、当然には相続人がいないとはいえず、相続人不存在に該当しないとするのが実務です。

Q4 Aが死亡した後、Aの子B、配偶者（直系尊属はA死亡前に全員死亡）が相続放棄を行いましたが、Aの唯一のきょうだいである兄Cが、Aの相続放棄をしないまま死亡しました。Cの法定相続人は、Aを代襲したAの子Bのみですが、Bが、Cの相続を放棄した場合、A、Cのいずれを被相続人として管理人の選任を求めるべきでしょうか。BがCの再転相続人としてAの相続放棄をした場合はどうでしょうか



A Bは、Cの相続放棄を行っていますから、もはやA相続についてのCの相続承認・放棄の選択権行使することはできません。このような場合、Aの相続財産は、Cが相続により包括承継したものとして相続関係の事件処理をするのが実務で

す。したがって、Aに帰属していた相続財産（債務を含む）の清算等を求める場合は、Aの相続財産を包括承継したCを被相続人とする相続財産管理人選任の申立てを行うべきことになります。

なお、上記の事例で、BがCの相続放棄をする前に、Cの再転相続人としてA相続の放棄（の選択権行使）をすれば、CはAの相続人ではなかったものとみなされることになりますので、Aに帰属していた相続財産の清算等は、Aを被相続人とする相続財産管理事件として処理されることになります。

Q5 土地所有者が亡くなっている、戸籍を調べたところ、相続人がいるのですが、全員相続放棄をしているそうです。この場合、どうなりますか。

相続人全員が相続放棄をした結果、相続人がいなくなった場合にも、「相続人のあることが明らかでない」といえます（Q4の3(2)参照）。必要であれば相続財産管理人の選任を申し立ててください。

Q6 相続財産管理人の選任は誰が申し立てることができますか。

利害関係人又は検察官です（民法952条1項）。

未収固定資産税や空家特措法に基づく措置に要した費用等の回収を目的として相続財産管理人の選任を求める場合はもとより、管理している遺留金を国庫等に適法に引き継ぐことや公共事業のための用地取得を目的として相続財産管理人の選任を申し立てる場合についても、自治体は利害関係人に該当すると解されています。

なお、平成30年11月15日に施行された所有者不明土地特措法38条により、政令所定の調査を経た所有者不明土地（政令で定める方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地〔所有者不明土地特措法2条1項〕）について、自治体又は行政機関の長は、民法952条所定の利害関係の有無にかかわらず、相続財産管理人の選任申立てをすることができるようになりました。

ただし、あくまで所有者不明土地特措法は、自治体の長に申立権を付与したにとどまり、相続人不存在や選任の必要性等の要件は別途立証する必要がある点に留意してください。

所有者不明土地特措法38条に基づく財産管理人選任申立てにおける「所有者の探索」のために政令で定める措置（参考）

措置①…当該土地の登記事項証明書の交付の請求（政令1条1号）

措置②…当該土地に係る土地所有者確知必要情報を保有すると思料される者に対する当該土地所有者確知必要情報の提供の請求（政令1条2号）

・土地所有者確知必要情報を保有すると思料される者※下線のあるものについては措置①～④により判明している者に請求すれば足りる

（1）当該土地を現に占有する者（省令1条1号）

（2）当該土地に関し所有権以外の権利を有する者（省令1条2号）

（3）当該土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者（省令1条3号）

（4）政令1条5号に規定する措置をとってもなお当該土地の所有者の全部又は一部を確知することができなかつた場合における、当該措置の対象者（省令1条4号）※措置⑤の際に同時にを行うことが想定される

（5）当該土地が所有者の探索について特別の事情を有するものとして国土交通大臣が定める土地である場合における、国土交通大臣が定める者（省令1条9号、告示1条、2条1号、2号）

（6）親族（省令1条10号イ）

(7) 在外公館の長(省令1条10号口)

・土地所有者確知必要情報(政令1条柱書)

土地の所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の当該土地の所有者を確知するために必要な情報

措置③…登記名義人等(措置②)により判明した土地所有者と思料される者を含む。)が記録されている住民基本台帳、戸籍簿、除籍簿、戸籍の附票を備えると思料される市町村長に対する、当該登記名義人等に係る土地所有者確知必要情報の提供の請求(政令1条3号、省令2条1項1号)

措置④…死亡が判明した登記名義人等又はその相続人が記録されている戸籍簿、除籍簿、戸籍の附票、住民基本台帳を備えると思料される市町村長に対する、当該土地に係る土地所有者確知必要情報の提供の請求(政令1条4号、省令2条2項1号、1項1号)

措置⑤…措置①～④により判明した当該土地の所有者と思料される者に対する、当該土地の所有者を特定するための書面の送付又は訪問(政令1条5号、省令3条1号、2号)

Q7 相続財産管理人の選任はどこに申し立てればよいのですか。

相続が開始した地（被相続人の死亡時の住所地〔民法883条〕）を管轄する家庭裁判所です（家事法203条1項）。なお、実務上、被相続人の住所地は、被相続人の死亡時の住民登録上の住所地を基準とするのが一般です。

ただし、①住民票除票及び戸籍附票の除票が保存期間満了により廃棄され、申立人が調査を尽くしても、被相続人の死亡時の住所地が判明しない場合、又は、②被相続人の死亡時の住所地が日本国内にない場合には、被相続人の財産所在地を管轄する家庭裁判所又は東京家庭裁判所に申し立てることになります（家事法7条、家事規則6条）。

Q8 申立ての際にはどのような書類や資料が必要ですか。

1 はじめに

申立てにあたっては、下記2に記載したとおり、申立書のほかに多種多様な書類の提出をお願いしています。しかし、提出を要する書類や資料が不足していたり、申立書の記載内容に不備があったりしたとしても、それだけで直ちに申立てを却下したり、受付を拒絶したりなどすることはありません。申立て後、不足や不備がある場合は、担当書記官から、申立ての担当者に電話等で、書類や資料の追完や補正をお願いすることになりますので、その際はよろしくご対応願います。また、申立てにあたり、添付すべき書類や資料等に不明な点などがありましたら、あらかじめ申立て先の裁判所にご相談ください。

2 必要書類等

申立書のほか、一般的には以下の書類・資料が必要になります。

- ① 相続関係図
- ② 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ③ 被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ④ 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ⑤ 被相続人の住民票除票又は戸籍附票
- ⑥ 財産を証する資料（不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、通帳の写し等）
- ⑦ 利害関係を証する資料（租税未納額明細書、遺留金品処理台帳等）

※ なお、自治体が復興事業のための用地取得を目的として申し立てる場合には、
⑦に代えて、申立書に用地取得が必要な事情等を記載することで足ります。

〈場合により必要な書類〉

- ⑧ 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ⑨ 被相続人の兄弟姉妹で死亡している方がいる場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ⑩ 代襲者としてのおい又はめいで死亡している方がいる場合、そのおい又はめいの

死亡の記載がある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

※ ①⑥⑦はコピー可、②～⑤、⑧～⑩はコピー不可

Q9 申立て人(自治体)は、申立てまでにどのような準備をする必要がありますか。

1 戸籍の精査

相続財産管理人の選任を申し立てるための準備としては、戸籍を精査して相続人がいないことを確認する作業が中心となります。相続人が1人でもいることが判明した場合、仮にその方が外国に居住していて容易に連絡を取ることができない場合でも、相続財産管理制度を利用することはできませんので注意してください（ただし、国交のない外国に居住しているような場合には、不在者財産管理制度の利用ができます。）

2 相続財産の調査

(1) 不動産に関する調査

不動産については、売却等の可能性に関する情報が最も重要です。資料としては、買受希望者による買付証明書、課税評価証明書、路線価、近傍地の取引事例、公図、法令上の制限、現況写真、鑑定書・査定書などが考えられます。しかし、これらの調査・資料収集に必要以上に時間と労力をかけることで申立て時期が不当に遅れたり、あるいは準備ができないとして申立てを躊躇しあるいは断念したりというようなことがあれば、本末転倒といえます。例えば、自治体において、あらためて買受希望者を募り買付証明書を入手するまでの必要はありません。

また、不動産の売却等の障害に関する情報には、選任後必要となる管理業務の予測にとって有益なものが少なくありません。事故物件、清掃等の要否、修繕補修等の要否、危険物の有無、土地の汚染、産業廃棄物の投棄、制限物権の有無・内容（残債務等）、相続登記未了、占有者又は占有権限の有無・内容、訴訟可能性などに関する情報があれば、間接情報や裏付け資料のない情報でも構いませんので、申立書の特記事項欄等に記載（「・・・との情報あり」「・・・の可能性あり」など）してください。

なお、不動産が借地権付き建物のみの場合は、事前に管理人が行う事務を可能な限り特定しておく必要が高く、また、予納金の決定にも影響を及ぼしますので、申立てに当たっては、あらかじめ裁判所にご相談願います。

(2) 預貯金、株式、保険等の調査

事前に時間と労力をかけ入念に調査する必要はありません（選任された管理人において調査することになります。）。ただし、概ね30万円以上の現金や預貯金といった流動資産、もしくは公開株式等の換価の容易な金融資産の存在が判明していれば、予

納金を減額ないしは不要とすることがあり得るため、その限度で、自治体において一応の調査をしておくメリットがあるといえます。

(3) 債務の調査

特段の調査は不要です。ただし、申立人の利害関係を証する資料としては別途必要となります (Q 8 の 2⑦)

Q10 申立てのための費用はどれくらいかかりますか。申立てに要した費用は返還されるのでしょうか。

1 申立ての費用

申立て手数料として収入印紙800円分と、郵券1260円分（内訳320円切手1枚、84円切手10枚、10円切手10枚）、官報公告料4230円が必要です。このほか、相続財産がほとんどなく、官報公告料や相続財産管理人の報酬を含む管理費用の財源が見込めない場合には、一定の予納金の納付をお願いすることがあります。予納金額は事案によりますので、詳しくは家庭裁判所に御相談ください（Q11参照）。

※ 申立て手数料のうち、郵券（総額・内訳）と官報公告料については、消費税率の改定や事件処理の運用見直し等に伴い変更されることがありますので、あらかじめ申立て先の裁判所にご確認ください。

※ 自治体に予納金の納付を依頼した場合、最低でも2、3週間、場合によっては1か月以上の期間を要することがあり、それは予納額の多寡に関わらないようです。そこで、自治体の予納手続を省いて申立てから選任審判までの期間を短縮するため、相続財産に預貯金、現金があつて官報公告費用のほかに管理人報酬等の担保としての予納金を要しない事案においては、官報公告費用の予納を求めることなく管理人の選任審判を行い、選任された管理人において官報公告費用を予納するといった方法をとることもあります。

なお、官報公告費用以外に管理人報酬等の担保としての予納金を要する事案では、従前どおり予納金の納付を待って管理人選任の審判を行うことになります。

※ ちなみに、堺支部、岸和田支部に対する申立ての場合は、上記予納郵券に500円切手2枚の追加が必要です（合計3260円分）。

2 申立てに要した費用の返還

申立てに要した費用（前記1記載の申立ての費用（収入印紙、郵券、官報公告費用）は当然これに含まれます。）は相続財産に関する費用（民法885条）であり、相続財産から共益費（民法306条1号、307条1項）として、隨時優先的に弁済されることになります。

なお、申立て手数料に関し、相続財産管理人選任審判の主文において一律に「手数料は申立て人の負担とする。」とされているところですが、この点は、上記の申立て手数料を相続財産法人から支弁することの妨げとなるものではありません。

予納金の返還については、Q11をご参照ください。

Q11 予納金について、詳しく教えてください。

1 予納金とは？

財産管理に要する費用（管理人報酬を含む。）は、管理財産から支出されることとされていますが、管理人を選任する時点で一定程度の金額がなければ財産管理事務に着手し、財産回収や換価等を行うことができません。そこで、申立時に判明している相続財産として預金等の流動資産が少ない場合には、財産管理人が円滑に事務を行うことができるよう、申立人には、申立時に裁判所に対して、裁判所の定める額を「予納金」として納めてもらうことがあります。

他方、申立時に判明している相続財産として預金等の流動資産が多い場合には、その財産を財産管理事務の原資に充てることができるために、予納金の額は相当低額になることが多いといえます。そのため、事前調査で流動資産が発見されれば、予納金の低減を図ることができます。

相続財産管理人選任事件における予納金の目安は、おおむね以下のとおりです。

なお、この目安は、自治体申立ての案件が高い公益性を有するため設定されたものです。申立人が自治体若しくはこれに準ずる者でない場合には適用されませんので、ご留意願います。

	事案	予納金の目安
民法952条 相続財産管理人選任事件	不動産(処分)事案	30万円 確実な流動資産→予納金減額(30万円以上の場合予納金は0円)
	遺留金事案(流動資産30万円以上) ※1件ずつの申立て可	不要

※ 複雑困難な管理事務が予想される場合や高額の費用を要する管理事務が見込まれる場合については、上記の記載よりも高い予納金額（追納を含む）が決定されることがあります。

なお、管理人において不動産を処分することが予定されている事案においては、不動

産の処分可能性等を踏まえて、予納金の額が決定されることになりますので、参考書式4「不動産処分に関する上申書」を提出してもらうことになります。

2 予納金の返還

管理財産から管理費用を支出できることが明らかとなった場合（例えば、管理人選任後に高額の預金が発見された場合など）には、申立人に対して、手続の終了を待たずに予納金を返還します。

他方、管理財産から管理費用を支出できない場合には、不足分を予納金から支出することになりますので、手続終了後、予納金から不足分を差し引いた額を返還します。なお、予納金から差し引かれた金額については手続費用となりますので、財産管理人選任事件の審判において手続費用を負担するとされた者が負担することになります※1、2。

※1 地方公共団体等による申立ての場合には、事案に応じて手続費用の負担者を相続財産とすることも可能であり、このような運用による家庭裁判所もあるようです。しかし、Q10で説明したとおり、手続費用は「申立てに要した費用」であって、仮に選任審判主義で手続費用の負担者を申立人と定めていたとしても、不動産の売却や新たな預貯金の発見等により弁済原資となる相続財産が形成されれば、そこから隨時優先的に弁済されるものですし、反対に、負担者を相続財産と定めたとしても、不動産の売却が不奏功に終わるなどして手続費用の弁済原資となる相続財産が形成されなければ、結局のところ弁済を受けることができないということになります。つまり、手続費用の負担者を申立人、相続財産のいずれに定めたとしても、申立人が負担した各種費用の回収面では実質的な違いはないということです。

※2 管理財産（相続財産）から管理費用（管理人報酬を含む。）を支出できないために不足分を予納金から支出する場合には、その支出額については、隨時弁済を受ける原資（相続財産）がないわけですから、予納金を納付した申立人の実質的な負担となってしまいます（このような場合、処分困難を理由に不動産の売却を断念し、いったん管理事件は終了することになります。ただし、その後、新たに買受希望者が現れるなどして当該不動産の売却可能性が生じたときは管理事件を再開して当該不動産の売却処分を行い、その売得金（相続財産）から、先に申立人の実質的な負担となった手続費用（返還を受けられなかった予納金額等）を回収できるということもあります。）。

3 申立てに当たっての留意点

財産管理人を選任しても、財産管理人には不動産等の売却等を行う権限はないため、これを行うためには、財産管理人が家庭裁判所の許可を得ることが必要です。許可するか否かは、個別の事案ごとに諸般の事情を裁判官が総合的に考慮した上で判断します。例えば、所有者不明土地特措法38条に基づく申立てにより、財産管理人が選任された事案については、①不動産の管理コストが生じているか（修繕費、除草費や固定資産税

の負担等), ②不動産の売却代金が適正な価格であるかなどの事情も考慮されることになります。

Q12 土地所有者不明事案の申立てについて、留意すべき点を教えてください。

所有者不明土地特措法38条は、民法の特例として、所有者不明土地について、国の行政機関や自治体の長が相続財産管理人や不在者財産管理人の選任を請求できると定めています。

民法上は相続財産管理人や不在者財産管理人の選任申立権者は、利害関係人又は検察官と定められていますが（民法952条1項、25条1項），所有者不明土地特措法により、所有者不明土地の場合には、自治体が利害関係人であるか否かを問わず、管理人の選任請求ができることになりました。

もっとも、所有者不明土地とは、相当な努力を尽くしてもなお所有者の全部または一部を確知できない一筆の土地をいいますので（所有者不明土地特措法2条1項）、申立ての際は、所有者不明土地であることの説明及び調査資料の提出が必要です（Q6をご参照ください。）。

なお、所有者不明土地特措法により自治体の長に選任申立権が認められたとしても、選任要件（相続財産の存在、相続人不存在、選任の必要性等）に関して提出すべき資料については、利害関係人等が申し立てた事件と何ら変わることはありませんので、ご留意ください。

Q13 空き家事案の申立てについて、留意すべき点を教えてください。

1 換価可能性がある場合

自治体が、空き家の売却を目的として選任申立てを行う場合、事前に、その空き家売却の必要性や換価可能性に関する事情を調査し、家庭裁判所に報告いただくことが有用です（参考書式4「不動産処分に関する上申書」）。家庭裁判所はそれらの事情を考慮し予納金を決定します。換価可能性がある場合には、予納金の低額化を図ることもできます。

相続財産管理人が選任され、空き家が相当額で売却できれば、その売却代金を相続財産の管理人の報酬を含む管理費用に充てることができ、予納金の返還も期待できます。併せて、自治体が相続人に対し債権を有している場合（滞納税や空家特措法に基づく措置に要した費用など）は、その売却代金から支払いを得られる場合もあります。

2 換価可能性が乏しい場合等

一方、空き家と敷地の所有者が同一ではない場合や、空き家と敷地の所有者が同一であっても法令上の制限その他の事情により換価可能性が乏しい（あるいは申立時点で換価可能性の判断が困難な）事案があります。

そのような場合でも、相続財産管理人に財産調査のほか適正管理や売却に向けた努力を期待して、相続財産管理人制度を活用する余地はあります。管理に必要な費用を踏まえた予納金の納付が必要ですが、選任後、管理人による財産調査の結果、未分割の遺産（直近に死亡した両親やきょうだいの遺産が未分割のまま残存しているケースもあります。）や隠れた流動資産等（自宅内の探索によって、新たに預金通帳や封筒に入った現金が見つかることもあります（いわゆるタンス預金）。また、単なる負債と判断されていたものが、逆に過払金として相当額の金銭が取り戻されたというケースや、相続放棄事案で、被相続人名義の銀行口座の取引履歴を調査した結果、相続開始前に相続人が被相続人の財産を不当に利得していたことが判明し、訴訟等の手段によって多額の金銭を回復したというケースもあります。）が判明すれば、それを適正管理のための費用に充てることもできます。

また、空き家と敷地の所有者が同一ではない場合に、相続財産管理人が、土地所有者に対し、現状維持による不利益等を説明した上、建物収去費用の全部または一部の負担や地代放棄の合意を取り付けて、問題の解決を図ることも考えられます。

空家特措法にいう「特定空家等」に該当する空き家の場合、自治体の長は助言指導、勧告、命令、行政代執行（又は略式代執行）の権限を有しますが（同法14条）、自治体が、

権限行使の名宛人とするために相続財産管理人を選任し、売却可能性の検討も含めた適正管理を促すことが考えられます。特に、共有や区分所有建物の場合、一部の共有者や区分所有者が相続人不存在で、権利者間の意見調整ができず、自治体の権限行使による解決が容易でないような例では、弁護士である財産管理人が意見調整して解決を図ることが考えられます。なお、相続財産管理人を名宛人として行政代執行を行う場合の執行費用は、国税滞納処分の例により徴収できます。

Q14 遺留金事案の申立てについて、留意すべき点を教えてください。

遺留金を財産管理事務の原資に充てることができるため、予納金が不要な事案が多いと思われます。

なお、遺留金を含めた相続財産がおおむね30万円未満の場合については、遺留金を引き継ぐ目的で民法952条の相続財産管理人を選任したとしても、財産管理に要する費用が相続財産を超過する可能性が高いと思われ、相続財産管理人を選任する必要性がなく、申立てが認められない可能性も高いと考えられます。

なお、過去に、相続財産が100万円に満たない事案は、3件同時に申立てなければならないといった取決めがなされていたこともありましたが、現在、そのような制約はありません。

Q15 申立てに関して、家庭裁判所はどのような審理をするのですか。

提出された戸籍を点検して相続人が存在しないことを改めて確認した上、不足する戸籍があれば追完を求めます。また、申立書や相続財産に関する資料等から管理人の選任要件や選任の必要性を確認します。

このような管理開始要件の審査をした上で、適切な相続財産管理人を選任することになります。

Q16 相続財産管理人の選任を申し立ててから相続財産管理人が選任されるまでには、どれくらい時間がかかりますか。

あくまでケースバイケースですが、おおむねの目安は次のとおりです。

(1) 申立ての時点で必要な書類が揃い、予納金の納付手続も要しない場合

おおむね4日～10日程度

(2) 書類追完等を要するが、予納金の納付を要しない場合

書類追完等に要する期間に、おおむね2日～5日を加えた期間

(3) 必要な書類は揃っているが、予納金の納付を要する場合

予納金の納付に要する期間に、おおむね2日～5日を加えた期間

(4) 書類追完等と予納金の納付のいずれも必要となる場合

書類追完等に要する期間と予納金の納付に要する期間に、おおむね2日～5日を加えた期間

※ 書類追完等を要する期間については、2週間程度で済む場合もあれば、2か月以上の期間を要する場合もあるようです。そのため、申立ての前に、準備した書類一式を裁判所に持参して裁判所の確認を経ておくこともお勧めします。また、予納金の納付に要する期間については、2、3週間から1か月程度の場合が多いようです。（これはおおむね自治体の内部処理に要する期間です。）。なお、Q10の1の※も参照してください。

Q17 申立人が候補者を挙げた場合、候補者を相続財産管理人に選任してもらえますか。

法令上、相続財産管理人に選任されるために特別の資格は必要とされていませんが、家庭裁判所は、被相続人との関係や利害関係の有無などを考慮して、相続人の検索、相続財産の管理及び清算といった職務を遂行するのに最も適任と認められる人を選ぶことになります。相続財産管理人は法的問題に対応すべき場合も多く、その職務が長期にわたることも少なくないため、大阪家裁では基本的に弁護士を選任しています。

なお、相続財産と利害関係を有する者は申立人に限られませんので、たとえ自治体による申立てであっても、申立人の推薦する候補者を選任することは公平性、中立性の観点から相当でないと考えられます。その意味でも、裁判所において利害関係のない弁護士を財産管理人に選任する運用を行っています。

Q18 審判に対して不服申立てをすることはできますか。

認容する審判、却下する審判のいずれについても、不服申立てをすることはできません（家事法85条1項、206条1項参照）。

なお、審判があるまでは、申立てを取り下げることができますが、審判があつた後に取り下げることはできません。

また、選任審判がされると、財産管理人による財産管理・清算が開始しますが、いつたん開始した財産管理人による財産管理等を選任事件の申立人の意思で終了させることはできません。財産管理人による財産管理等をいつどのような場合に終了させるかについては、裁判所において判断することになります（Q20参照）。

Q19 相続財産管理人は、どのような職務を行うのですか。

1 概要

相続財産管理人は、裁判所から選任され、相続財産法人の代表者として、相続債権者、受遺者、特別縁故者ら多くの利害関係人の利害を調整しつつ、一方では相続人を捜索するとともに、他方では相続財産を管理してこの散逸を防止し、これを清算した後、残余財産があれば、最終的に国庫に引き継ぐといった職務を遂行する中心的機関です。

2 職務権限

管理権限	管理人は、相続財産の管理について民法103条が定める範囲内(保存行為、改良行為、利用行為)であれば、裁判所の許可を得ることなく、裁判外の行為はもちろん、裁判上の行為をする権限も有するが、この権限を超える行為をするには家裁の許可を要する(民法953条、28条、家事法39条、同別表第1の99)。
清算権限	管理人は、民法957条が定める範囲内であれば、裁判所の許可を得ることなく、相続債権者・受遺者への弁済(民法957条、929条、930条、931条、935条)、弁済金に充てるための相続財産の競売による換価(民法957条2項、932条本文、民事執行法195条)をする権限を有する。

3 職務上の義務

(1) 相続財産に関する関係

管理人と相続財産法人との法律関係には、委任の規定が準用され(家事法208条、125条6項、民法644条、646条、647条、650条)、両者の間には以下のようないくつかの権利義務関係が生じます。

善良なる管理者の注意義務(民法644条)	相続財産の管理及び清算事務は、管理人により自ら処理されるべきであるが、管理人の責任で補助者(例えば、弁護士事務所の事務員)を使用できるほか、やむを得ない事由があれば復委任(例えば、同一法律事務所の他の弁護士)をすることもできる(民法104条類推適用)。
----------------------	--

受取物等の引渡義務 (民法646条)	<p>例えば、被相続人が賃貸していた土地・建物について受領した地代・家賃は、相続財産の中に組み入れて、管理人としてこれを保管しなければならない。</p> <p>管理人は、相続財産法人のために自己の名をもって取得した権利を速やかに同法人に移転しなければならない。</p>
金銭消費の責任 (民法647条)	管理人は、相続財産法人に引き渡すべき金銭又は同法人の利益のために用いるべき金銭を自己のために費消した場合には、これを費消した日以後の利息を支払わなければならない。この場合、なお損害があるときは、その賠償の責任も負う。
管理人の費用償還請求権等 (民法650条)	<p>管理人は、自ら相続財産の管理、清算事務を処理するのに必要と認められる費用を支出した場合には、当該費用額及び支出の日以後における利息の償還を相続財産法人に請求できる(民法650条1項)。</p> <p>管理人は、自ら相続財産の管理、清算事務を処理するのに必要と認められる債務を負担した場合には、相続財産をその債務の弁済に充てができるし、弁済期未到来であれば、相続財産の中から相当の担保の提供を受けることができる(民法650条2項)。</p> <p>管理人は、相続財産の管理、清算事務を処理するために自己に過失なくして損害を被った場合には、この損害の賠償を相続財産法人に請求できる(民法650条3項)。</p>

(2) 家庭裁判所に関する関係

財産目録の調製義務 (民法953条、27条1項)	<p>管理人は、就任後相当期間内(当庁の扱いでは2か月以内)に相続財産について財産目録を調製しなければならない。財産目録は2通作成し、このうち1通は家裁に提出し、もう1通は管理人が保管する(家事規則112条、82条1項)。</p> <p>家裁は、管理人が提出した財産目録が不十分であると認める場合は、管理人に対し公証人に財産目録を作らせることを命ずることができる(家事規則112条、82条2項)。</p>
相続財産の状況報告及び管理計算義務	<p>管理人は、家裁が相続財産の状況報告・管理の計算を命じた場合には、これらを報告すべき義務を負う(家事法208条、125条2項※当庁では定められた時期に相続財産の状況報告をしていただいている)。</p> <p>管理人は、管理を終了した場合には、管理終了報告書を作成し、家裁に提出しなければならない。</p>
特別縁故者に対する相続財産分与事件に関する意見陳述	家裁は、特別縁故者に対する相続財産分与(民法958条の3)に関する審判をするにあたって管理人の意見を聴取しなければならない(家事法205条)。
家裁の命令による相続財産の保存処分に	管理人は、本来、家裁の許可を得なくても相続財産の保存をする権限を有するが、家裁が相続財産の保存に必要な処分を命じた場合には、これをすべき義務

服する義務 (民法953条, 27条3項)	を負担する。例えば、未登記不動産の保存登記、弁済、腐敗・損敗しやすい動産の売却などが挙げられる。
家裁の命令による担保与義務	民法953条、29条1項、家事法208条、125条4項、5項。 実務上、家裁が担保与を命じた例はないに等しいとされる。

(3) 相続債権者・受遺者に対する関係

相続財産の状況報告義務	管理人は、相続債権者又は受遺者の請求があるときは、その請求をした者に相続財産の状況を報告しなければならない(民法954条)。 なお、報告を求めうる相続債権者には、被相続人が物上保証人になっていた場合の担保権者も含まれる。
請求申出の公告・催告	管理人は、管理人選任公告後2か月以内に相続人が現れなかつたときは、遅滞なく全ての相続債権者・受遺者に対し、2か月以上の一定期間内に請求申出をすべき旨の公告をしなければならない(民法957条1項)。同時に、知れたる相続債権者・受遺者に対しては各別に請求申出をすべき旨の催告をしなければならない(民法957条2項、927条3項)。
弁済	管理人は、請求申出期間が満了すれば、相続債権者・受遺者に対し、相続財産をもつて弁済しなければならない(民法957条2項、929条、930条、931条、935条)。

(4) 相続人に対する関係

相続人の捜索	管理人は、法律の規定に従って相続人捜索の手続をすれば足り、積極的に相続人を捜索すべき義務まではない。
相続財産の管理計算義務	管理人は、相続人捜索の公告期間満了までに相続人が現れ、相続の承認をした場合には、遅滞なく相続人に対し、残余財産を引き渡し、管理の計算をしなければならない(民法956条2項)。

(5) 特別縁故者に対する関係

特別縁故者に対し、相続財産分与をする旨の審判が確定した場合には、管理人は遅滞なく特別縁故者に分与財産を引き渡さなければなりません。

(6) 国庫に対する関係

相続人不存在であることが確定し、相続債権者・受遺者に対する弁済、特別縁故者に対する相続財産分与等を経た後に残った相続財産は国庫に帰属することになります

が（民法959条前段），管理人は管理の計算をして残余の相続財産を国庫に引き継
がねばなりません（民法959条後段，956条2項）。

Q20 相続財産管理人の職務は、いつまで続くことになるのですか。

管理人の職務は、所定の管理終了事由が生じ、管理人選任処分が取り消されるまで続くことになります。以下、管理終了事由と選任処分の取消審判について説明します。

1 管理終了事由

管理終了事由は、家事法208条、125条7項に規定されています。

管理人の任務が終了する場合としては、一般に以下の場合等が挙げられます。

- ① 相続人（全部包括受遺者を含む）が現われて、相続（包括遺贈）を承認したので、その相続人（全部包括受遺者）に財産を引き継いだとき
- ② 債務超過により、相続財産について破産手続開始決定がなされた後に、破産管財人に対して管理財産を引き継いだとき
- ③ 相続債務等の弁済により相続財産が皆無となったとき
- ④ 特別縁故者への相続財産分与の審判により管理財産全部が分与され、特別縁故者に分与財産全部を引き継いだとき
- ⑤ 残余財産を国庫に引き継いだとき
- ⑥ 換価困難等の理由により相続財産は残存するが、管理人による管理を継続する相当性や必要性が認められないとき

2 選任処分取消審判

管理終了事由の発生によってその管理業務を終えたときは、管理人は、家庭裁判所に対して、管理終了事由を明らかにする資料を添付して管理終了報告書を提出します。

管理終了報告書の提出を受けた裁判所は、家事法208条、125条7項により、選任処分取消しの審判を行い、管理人に対して普通郵便により審判書副本を送付して告知するとともに、選任申立事件の申立人に対してもその旨の通知を行います。

Q21 相続人が出現した場合のその後の手続の進め方について教えてください。

相続権を主張する者が相続人捜索の公告期間内に相続申出をした場合、家庭裁判所は、相続の申出書を受理し、直ちに相続財産管理人にその旨を通知します。そして、相続権を主張する者が相続人であるかどうかは、第一次的には管理人が判断し、最終的には訴訟によって確定すべきことになります。

相続財産管理人がこの申出人を相続人と認めれば、以後、民法955条、956条の規定に従って処理することになりますが（その相続人が相続を承認すると管理人の管理権は消滅し、相続人に対し管理計算の義務を負い、管理財産を引き渡すことになります。）、管理人がこの申出人を相続人と認めないときには、この申出人は、身分関係の存否について訴えを提起するほかないということになります。

なお、相続人（全部包括受遺者を含む）が出現するのは、必ずしも相続人捜索の公告期間内に限られません。相続財産管理人選任後、相続人捜索公告があるまでの間に、全部包括遺贈の遺言書が見つかったり、相続放棄をした者に申述前の法定単純承認事由に該当する行為の存在が窺われたりするといったケースも少なくありません。

Q22 相続財産管理人の報酬は、どのように支払われるのですか。

相続財産管理人の報酬は、相続財産から支払われるのが原則です（民法953条、29条2項）。

したがって、例えば、相続財産である不動産を売却できてその代金を相続財産管理人が確保したときは、報酬を含む管理費用（以下「報酬等」といいます。）の担保として予納金を納めていただいている場合であっても、報酬等は、上記売却代金から優先的に支払われることになります。しかし、その売却代金が報酬等に満たないときは、予納金から不足分が支払われることになります。

Q23 相続財産管理人が選任された後、自治体が相続財産である土地を買収するためにはどのような手続が必要ですか。

相続財産管理人が自治体による買収に応じるためには「権限外行為許可」という手続が必要となります。

相続財産管理人は、民法103条に定められた権限を持っていますが、それは主に財産の保存に関するものです。遺産分割協議をしたり、相続財産を処分したりする行為は、相続財産管理人の権限を超えており、このような行為が必要な場合は、別に家庭裁判所の許可が必要となります（民法953条、28条前段）。

Q24 用地買収の対象となる土地(相続財産)と隣地との境界を確認するため、相続財産管理人に立ち会ってもらうことができますか。その際、家庭裁判所の許可が必要ですか。

土地の境界は公に定められるものであり、私人間の合意によって確定することはできないとされていますので、境界の確認は、隣地との境界に争いがないことを事実上認めるだけで、境界を確定する効力を持たないことはもちろん、所有権の範囲を確認する効力も有しないものと考えられます。このように考えると、境界の確認は保存行為にすぎず、家庭裁判所の許可は不要と考えることができます。

他方で、管理人が境界確認に立ち会うことにより、将来、管理人が境界や所有権の範囲を争うことが事実上困難となることから、境界の確認は所有権の範囲を認める処分行為であるとして、家庭裁判所の許可が必要と考えることもできます。

いずれの見解を採用するかは裁判官の判断に委ねられますので、実際に境界の確認が必要になった段階で、管理人を選任した家庭裁判所に対し、許可の要否について相談してもらうことになります。

Q25 相続財産管理人に対し、土地の固定資産税を請求できるのですか。

固定資産税は、毎年1月1日の基準日に土地の登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人に課税されますが、基準日に課税された所有者が死亡しその者に相続人が存在しない場合（相続人が全員相続放棄した場合を含みます。以下同じ）は、相続財産法人がその納税義務を承継します（地方税法9条1項）。また、基準日前に所有者が死亡し、その者に相続人が存在しない場合（つまり、基準日に相続財産法人が成立している場合）についても、相続財産法人に当該年度の固定資産税が賦課されることになります。

※ 固定資産税の滞納分も相続財産法人が承継することになります。なお、法定納期限から起算して5年を経過する前に相続が開始した場合は、相続財産管理人の選任から6か月間は消滅時効の完成が猶予されています（地方税法18条3項、民法160条）。

このように相続財産法人が納税義務を負う場合でも、実際に固定資産税を請求するためには、納税通知書の送達、若しくは督促から始まる滞納処分の名宛人が必要となりますので、相続財産管理人を選任しなければなりません。

そこで、すでに他の利害関係人から申立てにより相続財産管理人が選任されていれば格別、相続財産管理人が選任されていないときは、自治体が相続財産管理人選任事件を申し立てる必要があるということになります。

そして、選任された相続財産管理人に対し納税通知を行い、相続財産管理人は任意に納税するということになりますが、相続財産中に納税の原資となりうる流動資産（預貯金等）が乏しい場合は、相続財産管理人において、裁判所の許可を得て相続財産である不動産等を売却処分して、その売得金を納税に充てることになります。また、相続財産管理人の選任により、滞納処分の執行（執行中に相続が開始し相続人不存在となった場合は続行）も可能になります。

Q26 相続財産法人を含む相続人間で遺産分割協議をしていますが、まとまりません。相続財産に帰属する不動産について、保存行為としての相続登記を経た上で、自治体が相続財産法人名義の持分を買収することができますか。

共同相続人が、分割未了の遺産の一部について、法定相続分に従った持分を処分することは可能と解されていますので、遺産分割未了のまま、相続財産法人に帰属する不動産の持分のみを買収することも理論的には可能と考えられます。

ただし、相続財産法人に帰属する不動産の持分を買収しても、他の相続人の相続分を買収しない限り土地全体において事業を行うことはできず、自治体としては、他の相続人と交渉して同意を取り付けるか、買収した相続分に基づいて共有物分割請求をするほかありません。

Q27 相続財産管理人の選任申立てと、権限外行為許可の申立てを同時に行なうことができますか。

権限外行為許可の申立権は、相続財産管理人にのみ認められますので（民法953条、28条），管理人の選任申立てと同時に権限外行為許可の申立てを行うことはできません。

もっとも、選任申立ての時点で予定されている権限外行為の内容が決まっている場合には、その内容を申立書に詳細かつ具体的に記載したり、選任された管理人による申立人からの事情聴取の際に的確に伝えたりなどしていただければ、管理人において当該行為の必要性、相当性を検討して、家庭裁判所に権限外行為許可の申立てを行うことも考えられます。

Q28 被相続人と長い間同居していたり、療養看護に努めていたりしたなど被相続人と特別の縁故があった人に対して、相続財産が分与されることがあると聞いたのですが、特別縁故者に対する分与は、租税債権等の回収に優先されるのでしょうか。

特別縁故者に対して相続財産が分与されるのは、相続債権者に対する支払など相続財産の清算を終えた後であり（Q 2 参照），租税の回収等に先だって特別縁故者に相続財産が分与されるものではありません。

なお、特別縁故者に対して財産分与を行うためには、「特別縁故者に対する相続財産分与」という審判手続が必要になります。

申立てができる期間は、相続人捜索公告の期間満了後、3か月以内と決められています（Q 2 参照）。特別縁故を主張する方は、官報を確認したり、相続財産管理人等に問い合わせたりして、申立期間が経過しないように注意を払うことになります。

(不在者財產管理事件編)

Q1 不在者財産管理制度は、どのような制度ですか。

不在者財産管理制度（手続）は、不在者、すなわち従来の住所又は居所を去って容易に帰来する見込みのない者に管理すべき財産があるが、不在者がその財産の管理人を置かなかった場合、又は不在中に委任を受けた管理人や親権者等の管理人の権限が消滅した場合に、家庭裁判所が利害関係人又は検察官の申立てによって管理人を選任し、家庭裁判所の後見的監督の下で、管理人をして不在者の財産の管理・保存に当たらせる制度です（民法25条から29条）。なお、不在者に後見人や親権者といった法定の管理人がある場合は、後見人・親権者が不在者の財産を管理することになりますので、不在者財産管理人制度の対象ではありません。

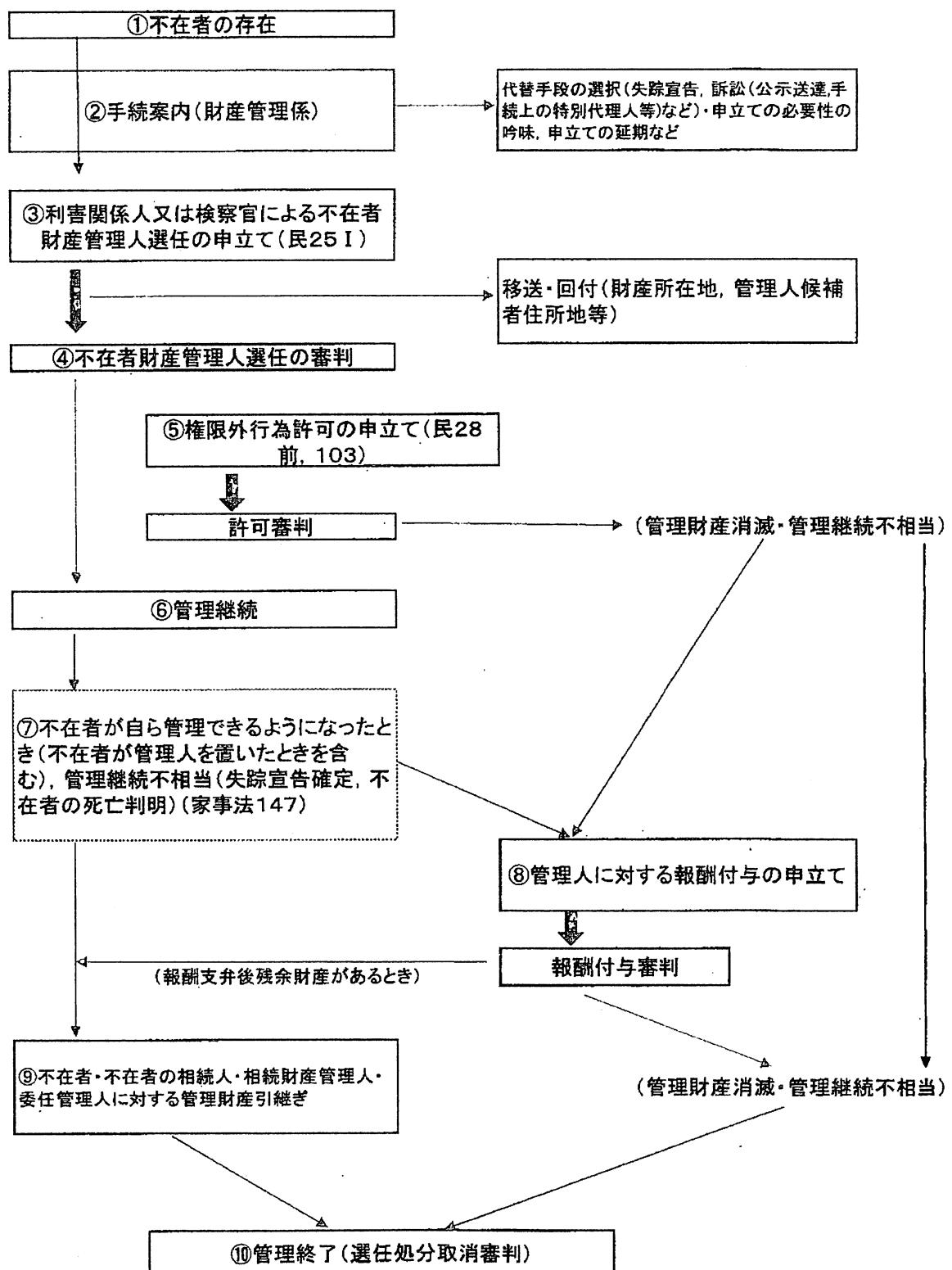
不在者財産管理制度は、不在者の財産が放置され散逸することによって受ける不在者の損失を防止し、不在者の保護を図るために不在者の財産を保存するものですが、それにとどまらず、不在者の推定相続人、債権者、その他の利害関係人を保護し、ひいては、国家の利益ないし国民経済上の利益を保護する趣旨も含まれていると解されています。ただ、ここで注意する必要があるのは、まずもって不在者本人の利益を保護するための制度として設けられているということです。相続財産管理制度との最大の違いは、不在者は生きている（少なくとも法律上は死亡が確定していない）という点であり、どこかで生きている不在者の利益と、債権者等の利害関係人の利害を調整しなければならないという点にあります。

Q2 不在者財産管理事件の主な手続の流れについて教えてください。

右頁の図に沿って説明します。

- (右図①) 不在者とは、従来の住所（各人の生活の本拠）又は居所（多少継続的に居住するが、その生活との関係の度合いが住所ほど密接ではない場所）を去って容易に帰来する見込みのない者をいいます。なお、不在者は、必ずしも生死不明であることを要しません。また、生年等から明らかに生存の可能性がない場合であっても、死亡が証明されるか失踪宣言が確定するまでの間は不在者と扱われます。
- (右図②) 当庁財産管理係では申立てに際して準備すべき書類等について手続案内を行っています。申立ての手引きも用意しています。なお、裁判所によって必要書類に違いのあることが少なくありません。必ず申立て先の裁判所にご確認ください。
- (右図③) 利害関係人が不在者財産管理人選任の申立てを行います。申立て後、裁判所は関係官署に調査嘱託や関係人に照会をする等して不在者の所在調査を行います。調査をしても不在者の所在が判明しなかった場合、事案に応じて予納額を決定し納付をお願いします。予納金が納付されしだい選任手続きに入ります。
- (右図④) 選任後、不在者財産管理人（以下「管理人」という）は、不在者の財産を調査して、財産目録を作成します。
- (右図⑤) 不在者の財産を処分する場合、家庭裁判所の権限外行為許可を要します。
- (右図⑥) 管理継続中、管理人は、少なくとも1年に1回程度の頻度で不在者の戸籍謄本及び戸籍附票を取り寄せ、身分事項や住所の異動を確認し、その結果を家庭裁判所に報告します。
- (右図⑦) 管理終了事由（家事法147条）には、①不在者の死亡が判明した場合、②不在者が帰来等して自ら財産を管理できるようになった場合、③管理財産がすべて消滅するか、消極財産のみ残存することとなって現実の管理の必要性が消滅した場合、④管理を要する財産は残存するものの管理を継続することが相当ではないと認められる場合があります。
- (右図⑧) 通常、管理事務終了時に接着した時期に管理人が報酬付与の申立てをします。
- (右図⑨⑩) 報酬により管理財産が消滅したり、出現した相続人等への管理財産の引継ぎが終了した後、管理人は家庭裁判所に管理終了報告書を提出し、家庭裁判所は管理人選任処分の取消しの審判を行います。ただし、管理中の金銭を供託して管理を終了する場合は、まず選任処分を取り消し、その後に供託を実行して管理終了報告書を提出します。

不在者財産管理事件の手続の流れ



Q3 自治体は、不在者財産管理制度を、具体的にどのような場面で活用できるのでしょうか。

債権回収や空き家事案での活用について相続財産管理人と共通する部分が多くありますので相続財産管理事件編のQ 3を参照してください。

例えば、滞納処分が可能な債権の回収を目的として、不在者財産管理人を選任せども、公売手続によって不動産を換価・債権回収することができます。しかし、一般に、公売手続による換価の場合には減価されることから、任意売却のほうが価格面で不在者に有利であると判断できる場合もあるかと思われます。そのような場合には、不在者財産管理制度を活用する意義があると考えられます。

Q4 どのような場合に、不在者財産管理人を選任することができるのですか。

1 選任要件

不在者財産管理人の選任要件は、①不在者自身において財産を管理することができないこと、②利害関係人又は検察官からの申立てがあること（民法25条）、③管理すべき財産の存在の3つになります。

②の要件に関し、平成30年11月15日に施行された所有者不明土地特措法38条により、政令所定の調査を経た所有者不明土地（政令で定める方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地）について、自治体又は行政機関の長に不在者財産管理人の選任申立権が付与されました。詳しくはQ9をご覧ください。

以下、要件①と③について説明します。

2 ①不在者自身において財産を管理することができないこと

(1) 不在者とは、従来の住所又は居所を去って容易に帰来する見込みのない者をいいます（民法25条1項）。不在者は、必ずしも生死不明であることを要しません。そこで、不在者から、時折、親族に電話連絡はあるものの、不在者が自分の居住場所や連絡方法を教えないため、親族等から不在者に連絡を取ることができないといった状況にある場合は、「不在者」に該当する可能性があります。この点についてはQ8もお読みください。

また、生死不明であっても、死亡の証明がされるか失踪宣告が確定するまでの間は、不在者に当たります。高齢者職権消除は死亡の証明ではないため、高齢者職権消除により除籍されている者も不在者と扱われます。

(2) 不在者の財産管理を開始するためには、不在者がその財産を管理することができない状態になっていることが必要ですが、疾病等のために病院等に入院又は収容されて当分帰来する見込みがないために、その財産を管理する必要がある場合には、成年後見人（不在者が精神上の障害により判断能力がない場合）の選任等を検討すべきです。

また、近ごろでは、通信・交通事情がめざましく発達していることから、不在者が外国等の遠隔地にいるというだけでは、財産管理不能ということはできません。財産管理不能といえるためには、例えば、国交のない外国に居住しているとか、あるいは諸外国を短期間のうちに転々としているなど、自由な通信・交通が困難な場合に限られるというべきものと考えられます。

3 ③管理すべき財産の存在

不在者財産管理制度は、不在者の財産保護のみならず、利害関係人等の利益保護のための制度でもあります。そこで、ここでいう管理すべき財産は、積極財産に限られず、消極財産も含まれると解されています。したがって、例えば、不在者の既存債務の履行（不在者の債権者の権利行使）のために管理人を選任する必要がある場合等もこれに含まれます。

Q5 事業計画の対象となっている土地の中に、土地の地番がわからず、所有者が不明な土地があります。不在者財産管理人を選任してもらうことができますか。

不在者財産管理人は、所有者がわかっているものの、その所有者が所在不明である場合に選任するものですから、そもそも誰が所有者であるかわからない土地については、不在者財産管理人を選任することができません。

Q6 不動産登記事項証明書を調べると、所有権に関する登記がなく、表題部所有権欄に所有者の氏名の記載のみで、住所の記載がないものがありました。不在者財産管理人を選任してもらうことができますか。

まず、土地の所在地と所有者の氏名を手がかりにして所有者の戸籍を特定し、生死を確認する必要があります（具体的な確認方法としては、不在者につき土地の所在地を本籍とする「不在籍証明書」を取得することが多いかと思います。）。生死を特定できない場合には、不在者財産管理人を選任することができます。また、所有者が戸籍上生存していると認められるものの、その所在が分からぬ場合も同様です。また、所有者の死亡が確認できた場合には、相続人の調査が必要となり、相続人の中に所在不明の方がいるときに初めて、その方について不在者財産管理人を選任することができます。

ところで、本問のように表題部所有者欄に氏名のみが記載されている場合のほか、「大字〇〇」「A外〇名」などの表題部所有者欄が正常に記録されていない登記となっている土地について、令和元年5月17日「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適性化に関する法律」が成立しました（公布（5月24日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。

この法律は、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化を図るため、登記官による表題部に登記すべき所有者の探索及び当該探索の結果に基づく登記並びに当該探索の結果表題部に登記すべき所有者の全部又は一部を特定することができなかったものについての裁判所が選任する管理者により管理等の措置を講じるものです。

Q7 不動産登記事項証明書を調べると、甲区欄の所有権移転登記が明治時代にされたものであり、所有者の戸籍を調べましたが、該当する人が見つかりません。不在者財産管理人を選任してもらえますか。

所有者の生死が不明であるため、不在者財産管理人を選任することができます。ただし、申立てに当たり、以下の書類の提出をお願いしています。

- ・ 不動産登記記録の所有者となっている不在者の住所に住民票がないことを証明するもの（不見当などで返戻された住民票の請求書等）
- ・ 不動産登記記録の所有者となっている不在者の住所に本籍地がないことを証明するもの
- ・ 固定資産評価証明書の所有者となっている不在者の住所に住民票がないことを証明するもの（不見当などで返戻された住民票の請求書等）
- ・ 固定資産評価証明書の所有者となっている不在者の住所に本籍地がないことを証明するもの

なお、Q6は、表題部のみの記載で権利部の記載のない登記事項証明書についてのものであるのに対して、Q7は、登記事項証明書の権利部（甲区）に所有権登記名義人の氏名・住所が記載されている事例になります。

Q8 不在者の親族から聞いたところでは、不在者は放浪癖があるらしく、ある日突然いなくなるが、数か月すれば戻ってくるそうです。不在者財産管理人を選任してもらえますか。

不在者といえるか否かは所在不明の期間のみによって定まるものではないため、一概にはいえませんが、連絡先も告げずに数か月にわたって所在不明となり、それが頻繁に繰り返されているような事案では、不在者財産管理人を選任できる場合もあると考えられます（Q 4 もご覧ください。）。

Q9 不在者財産管理人の選任は誰が申し立てることができますか。

利害関係人等です。公共事業のための用地取得を目的として不在者財産管理人の選任を申し立てる場合、当該事業主体である自治体は利害関係人に該当すると解されています。

なお、平成30年11月15日に施行された所有者不明土地特措法38条により、政令所定の調査を経た所有者不明土地（政令で定める方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地〔所有者不明土地特措法2条1項〕）について、自治体又は行政機関の長は、その適切な管理のために特に必要があると認めるときは、民法25条所定の利害関係の有無にかかわらず、不在者財産管理人の選任申立てをすることができるようになりました。

ただし、あくまで所有者不明土地特措法は、自治体の長に申立権を付与したにとどまり、不在者自身において財産を管理することができないこと等の選任要件（Q4参照）は別途立証する必要がある点に留意してください。

Q10 親族が不在者財産管理人の選任申立てをして不在者財産管理人が選任された場合、自治体は選任の事実を知ることができますか。

不在者財産管理人の選任手続は非公開の手続であるため、自治体から家庭裁判所に照会がされても、回答はいたしかねます。通常は、不在者とされる人の所在に関する親族からの事情聴取を通じて、選任の事実を知ることができるものと思われます。

ただし、選任の有無を確認する理由・目的によっては、不在者財産管理人による管理業務にとって有益な場合もありますので、裁判所を介して管理人に対し、自治体からの問合せがあった旨を連絡して、その後、管理人の判断において自治体担当者に連絡を取らせていただくこともあります。

Q11 不在者財産管理人の選任はどこに申し立てればよいのですか。

- 1 不在者の従来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所です（家事法145条）。そこで、不在者が生まれてから現在に至るまでに転居等で生じた複数の住居所地から、いずれか一つを選択して申し立てすることができます。例えば、行方不明となった直前まで生活していた住所、つまり、最後の住所だけではなく、例えば、生まれ育った実家の住所を管轄する家庭裁判所に申立てをすることができるということになります（ただし、実務上は、これを裏付ける資料（戸籍附票等）が必要となりますので、直ちに実家の住所等に申し立てることが相当だとはいえませんが、戸籍附票等に記載のある住所であれば、最後の住所以外の住所を管轄する家庭裁判所に申し立てることができます。）。
- 2 遺産分割目的の場合に相続財産の所在地や、管理人候補者の住所地を管轄する家庭裁判所に移送してほしいとか、法定の管轄はないけれども、申立てを受けた裁判所で選任（自序処理）してほしいといった要望のある場合は、申立人から移送や自序処理の上申の提出をお願いしています。そして、申立てを受けた裁判所は、どの裁判所で選任すれば、管理人による管理事務と裁判所による監督のいずれについても適切に行うことができるかという観点から、事件を移送し、若しくは自序処理によるのが相当か否かの検討をすることになります。
- 3 なお、従来の住所が不明の場合（戸籍附票の記載が全くない場合）や国内に従来の住所がない場合は、不在者の財産所在地（動産、不動産の場合はその物の所在地、預貯金等、一般の債権の場合は、第三債務者の普通裁判籍（民訴法4条）の所在地）を管轄する家庭裁判所又は東京家庭裁判所の管轄となります※。

以上につき、不明な点がありましたら、当該家庭裁判所に御相談ください。

※ たとえば、不在者の財産が預貯金のみの場合には、銀行等（第三債務者）の本店所在地を管轄する家庭裁判所の管轄となります。

Q12 申立ての際にはどのような書類や資料が必要ですか。

1 はじめに

申立てにあたっては、下記2に記載したとおり、申立書のほかに多種多様な書類の提出をお願いしています。しかし、提出を要する書類や資料が不足していたり、申立書の記載内容に不備があったりしたとしても、それだけで直ちに申立てを却下したり、受付を拒絶したりなどすることはありません。申立て後、不足や不備がある場合は、担当書記官から、申立ての担当者に電話等で、書類や資料の追完や補正をお願いすることになりますので、その際はよろしくご対応願います。また、申立てにあたり、添付すべき書類や資料等に不明な点などがありましたら、あらかじめ申立て先の裁判所にご相談ください。

2 必要書類等

申立書のほか、一般的には以下の書類・資料が必要になります。

なお、裁判所に提出する書類には個人番号（マイナンバー）のない書類を提出してください。

- ① 不在者の戸籍謄本・戸籍附票（発行日が申立日から3か月以内のもの）
- ② 不在の事実を証する資料

例えば、不在者宛て返送郵便物、捜索願受理証明書、不在者の親族による陳述書（聴取書）などが考えられます。Q13もご覧ください。

- ③ 不在者の財産に関する資料

例えば、不在者が所有する不動産の登記事項証明書や固定資産税評価証明書、預貯金の通帳の写し、株式の残高証明書、保険証書の写しなどです。財産の調査は不在者財産管理人が行いますので、入手できる範囲の資料を提出いただければ十分です。また、不動産の所有名義人に相続が開始しており、その相続人の一部または全部が不在者である場合は、相続関係図、相続人の範囲が明らかになる除籍、改製原戸籍、戸籍謄本等が必要です。

- ④ 申立人の利害関係を証する資料

例えば、申立人が公共事業のために不在者の財産を買収しようとする自治体の場合には、当該不動産が公共事業のための買収予定地になっていることが分かる資料などが考えられます。

※ ①はコピー不可。②～④はコピー可

Q13 申立人(自治体)は、申立てまでにどのような準備をする必要がありますか。

不在者の判明している最後の住所に宛てて郵便物を送付し「転居先不明」「あて所に尋ねあたりません」等の理由で返送された郵便物や、不在者の親族(配偶者、子、兄弟、親等)から不在者の所在に関する聴取結果報告書(必ずしも現地に赴いて直接事情を聴取することまでは要せず、電話や手紙による方法で差し支えありません。)等の不在の事実を証する資料を準備してください。なお、主な調査方法と不在の事実を証する資料を以下の表にまとめてみましたが、その外にも調査方法があれば、必ず実践してその結果を調査報告書等の形で提出してください。

また、不在者を除く他の相続人等と協議をすすめる必要がある場合は、事前に協議をすすめておくことがその後のスムーズな進行に有益と思われます。

主な事案	申立人による調査の例 (△は可能であれば行うことで足りるもの)	裁判所に提出する主な不在性を証する資料 (「調査報告書」は一連の調査経過を記載したもの)
高齢者職権消除されている者	△近親者等からの聴き取り調査	不在者の戸籍謄本及び戸籍附票 聴取結果報告書・調査報告書
生年月日から生存の可能性が極めて低い者	△近親者等からの聴き取り調査	不在者の戸籍謄本及び戸籍附票 聴取結果報告書・調査報告書
不動産登記簿上の氏名、住所しか判明していない者	○登記簿上の住所を本籍とする不在籍証明書等の入手(Q7参照) △不動産の近隣居住者・集落代表者、(共有物件の場合)共有者等からの聴き取り調査 △寺院(過去帳)の調査	不在籍証明書、不在住証明書 聴取結果報告書・調査報告書
戸籍附票になんら記載がない者	△近親者等からの聴き取り調査	不在者の戸籍謄本及び戸籍附票 聴取結果報告書・調査報告書
外国人で日本に居住した形跡のない者	△近親者等からの聴き取り調査	聴取結果報告書・調査報告書

住民票上の住所に居住しておらず、連絡を取ことができない者(標準的な例)	<p>△近親者等に搜索願届出の有無の確認 ○書留郵便の発送 ○(上記郵便が留置期間満了で返戻された場合、若しくは何者かが受領し返戻されない場合)現地調査、住居管理者、近隣者、近親者等からの聞き取り調査</p>	<p>搜索願届出受理証明書 不在者の戸籍謄本及び戸籍附票 返送された郵便物 現地調査報告書 聴取結果報告書・調査報告書</p>
海外に長期渡航または移住している可能性が高い日本人	<p>△外務省領事局海外邦人安全課に嘱託 →判明→国際書留郵便の発送 △海外の共住者の情報検索サイトの利用</p>	<p>不在者の戸籍謄本及び戸籍附票 返送された郵便物 調査報告書</p>
登山等に行ったまま帰来しないケース、認知症を患っていた者が行方不明となったケース等	<p>△遭難届、搜索届の有無の確認 △近親者からの聞き取り調査</p>	<p>遭難届等受理証明書 不在者の戸籍謄本及び戸籍附票 聴取結果報告書・調査報告書</p>
独居している家屋で孤独死したが、死亡後長期間経過していたため本人確認ができない者	<p>○所轄警察署への問い合わせ △近親者等からの聞き取り調査</p>	<p>不在者の戸籍謄本及び戸籍附票 死体検査書写し 所轄警察署からの回答を記載した報告書 聴取結果報告書・調査報告書</p>
放浪癖のある者、短期の家出を繰り返している者	○近親者等からの聞き取り調査	<p>不在者の戸籍謄本及び戸籍附票 聴取結果報告書・調査報告書</p>
生存は明らかだが自らの居住先を明らかにせず、連絡の困難な者	<p>○書留郵便の発送 ○(上記郵便が留置期間満了で返戻された場合)現地調査、住居管理者、近隣者、近親者等からの聞き取り調査</p>	<p>不在者の戸籍謄本及び戸籍附票 返送された郵便物 現地調査報告書 聴取結果報告書・調査報告書</p>

Q14 申立てのための費用はどれくらいかかりますか。申立てに要した費用は返還されるのでしょうか。

1 申立ての費用

申立て手数料として収入印紙800円分と、郵券2400円分（内訳100円切手5枚、84円切手20枚、10円切手20枚、2円切手10枚）が必要です。このほか、不在者の財産がほとんどなく、不在者財産管理人の報酬を含む管理費用の財源が見込めない場合には、一定の予納金をお願いすることがあります。予納金額は事案によることがありますので、詳しくは家庭裁判所に御相談ください。

※ 申立て手数料のうち、郵券（総額・内訳）については、消費税率の改定や事件処理の運用見直し等に伴い変更されることがありますので、あらかじめ申立て先の裁判所にご確認ください。

※ ちなみに、堺支部、岸和田支部に対する申立ての場合は、上記予納郵券に500円切手2枚を追加してください（合計3400円分）。

2 申立てに要した費用の返還

申立てに要した費用は、民法702条1項（事務管理の費用償還請求）を根拠に、不在者のために有益な費用（前記1記載の申立ての費用（収入印紙、郵券）は通常これに含まれますが、例えば、申立て書の作成等を司法書士に依頼した場合の司法書士報酬等についてはその全部又は一部が不在者にとっての有益な費用に含まれないと判断されることがあります。）で、かつ実際に支出された費用については、不在者の財産から共益費用（民法306条1号、307条1項）として、一般先取特権の対象となると考えられるところから、一般債権よりも優先的に弁済されることになります（この費用債務は期限のない債務ですから（民法412条3項）, 不在者財産管理人に請求すれば隨時弁済を受けることができます。）。

なお、申立て手数料に関し、不在者財産管理人選任審判の主文において一律に「手数料は申立て人の負担とする。」とされているところですが、この点は、上記の申立て手数料を不在者の財産から支弁することの妨げとなるものではありません。

予納金の返還については、Q15をご覧ください。

Q15 予納金について、詳しく教えてください。

1 予納金とは？

財産管理に要する費用（管理人報酬を含む。）は、管理財産から支出されることとされていますが、財産管理事務に着手する時点で一定程度の金額がなければ財産管理事務に着手し、財産回収や換価等を行うことができません。そこで、財産管理人が円滑に事務を行うことができるよう、申立人には、申立時に裁判所に対して、裁判所の定める額を納めもらっています。これを「予納金」といいます。

不在者財産管理人選任事件における予納金の目安は、以下のとおりです。

なお、この目安は、自治体申立ての案件が高い公益性を有するために設定されたものです。申立人が自治体若しくはこれに準ずる者でない場合には適用されませんので、ご留意願います。

	事案	予納金の目安
不在者財産 管理人選任 事件	不動産(処分)事案	20万円
		確実な流動資産→予納金減額(20万円 以上の場合は予納金は0円)
	遺留金事案(流動資産20万 円以上) ※1件ずつの申立 て可	不要

※ 事前調査で流動資産を発見すれば、予納金の低減をはかることができます。

※ 複雑困難な管理事務が予想される場合や高額の管理費用の発生が見込まれる場合については、上記に関わらず予納金額（追納を含む）が決定されることがあります。

なお、管理人において不動産を処分することが予定されている事案においては、不動産の処分可能性等を踏まえて、予納金の額が決定されることになりますので、「不動産の処分に関する上申書」（参考書式4）を提出していただくことになります。

2 予納金の返還

予納金の返還がある場合は、管理終了時に返還します。ただし、管理財産から管理費用を支出できることが明らかとなった場合には、申立人に対して、手続の終了を待たず

に予納金を返還する場合もあります。

管理財産から管理費用を全額支出できない場合には、不足分を予納金から支出することになりますので、手続終了後、予納金から不足分を差し引いた額を返還します。なお、予納金から差し引かれた金額については手続費用となりますので、財産管理人選任事件の審判において手続費用を負担するとされた者が負担することになります※1、2。

※1 地方公共団体等による申立ての場合には、事案に応じて手続費用の負担者を不在者とすることも可能であり、このような運用による家庭裁判所もあるようです。しかし、Q14で説明したとおり、手続費用は「申立てに要した費用」であって、仮に選任審判主文で手続費用の負担者を申立て人と定めていたとしても、不動産の売却や新たな預貯金の発見等により弁済原資となる不在者の財産が形成されれば、そこから隨時優先的に弁済されるものですし、反対に、負担者を不在者と定めたとしても、不動産の売却が不奏功に終わるなどして手続費用の弁済原資となる不在者の財産が形成されなければ、結局のところ弁済を受けることができないということになります。つまり、手続費用の負担者を申立て人、不在者のいずれに定めたとしても、申立て人が負担した各種費用の回収面では実質的な違いはないということです。

※2 管理財産（不在者の財産）から管理費用（管理人報酬を含む。）を支出できないために不足分を予納金から支出する場合には、その支出額については、弁済を受ける原資（不在者の財産）がないわけですから、予納金を納付した申立て人の実質的な負担となってしまいます（例えば、処分困難を理由に不動産の売却を断念し、いったん管理事件を終了した後に、当該不動産の売却可能性が生じたため管理事件を再開して当該不動産の売却処分ができたときは、その売得金（不在者の財産）から、先に申立て人の実質的な負担となつた手続費用（返還を受けられなかつた予納金額等）を回収できるということもあります。）。

Q16 申立人が候補者を挙げた場合、候補者を不在者財産管理人に選任してもらえますか。

資格は必要ありませんが、財産管理人は、不在者の財産を管理するために選ばれるものですので、職務を適切に行えることが必要です。通常、不在者との関係や利害関係の有無、予想される財産管理事務の難易などを考慮して、適格性が判断されます。

大阪家裁では、不在者財産管理人事件については、財産の調査や相続関係の処理に専門的知見を要することや、対象土地の売却について中立性が要求されることなどから、原則として弁護士を選任することとしています。自治体や自治体の職員を管理人に選任することについては、売却の公正性について所在の判明した不在者や一般国民から疑惑を抱かれないようにする必要があることから、消極に考えています。

また、不在者の財産と利害関係を有する者は申立人に限られませんので、たとえ自治体による申立てであっても申立人の推薦する候補者を選任することは公平性、公正性の観点から相当でないと考えられます。そのため、財産管理人は、裁判所において利害関係のない弁護士を選任する運用としています。

Q17 「不在」であることに関して、家庭裁判所はどのような審理をしますか。

家庭裁判所は、申立書や所在不明となった事実を裏付ける資料を確認した上で、申立人から事情を聴いた上、関係官署に照会したり、不在者の親族に照会したりします（申立人（自治体）において、すでに親族への照会を行っている場合には親族照会をしないことがあります。）。

Q18 不在者財産管理人の選任を申し立ててから不在者財産管理人が選任されるまでには、どれくらいの時間がかかりますか。

あくまでケースバイケースですが、概ねの目安は次のとおりです。

(1) 必要な書類が揃い、予納金の納付手続も不要の場合

裁判所の実施する調査嘱託に要する期間（2週間～1か月）＋概ね4日～10日程度の期間

(2) 書類追完等を要するが、予納金の納付手続を要しない場合

書類追完等に要する期間＋裁判所の実施する調査嘱託に要する期間（2週間～1か月）＋概ね2日～5日程度の期間

(3) 必要な書類は揃っているが、予納金の納付を要する場合

裁判所の実施する調査嘱託に要する期間（2週間～1か月）＋予納金の納付に要する期間＋概ね2日～5日程度の期間

(4) 書類追完等と予納金の納付のいずれも必要となる場合

書類追完等に要する期間＋裁判所の実施する調査嘱託に要する期間（2週間～1か月）＋予納金の納付に要する期間＋概ね2日～5日程度の期間

※ 書類追完等を要する期間については、2週間程度で済む場合もあれば、2か月以上の期間を要する場合もあります。そのため、申立ての前に、準備した書類一式を裁判所に持参して裁判所の確認を経ておくこともお勧めします。また、予納金の納付に要する期間については、2、3週間から1か月程度の場合が多いようです（これは概ね自治体の内部処理に要する期間です。）。

Q19 公益目的のため必要な用地の所有者の中に、複数の不在者がいます。
これら複数の不在者のために、同一の不在者財産管理人を選任してもら
うことができますか。

法律上は禁止されていませんが、複数の不在者の間に利益が相反する関係があるときは、同一の管理人を選任すると、それぞれの不在者の利益を公平に守ることができないおそれがありますので、不在者ごとに別々の管理人を選任することになります。利益が相反する場合の具体例としては、複数の不在者が共同相続人の関係にある場合、複数の不在者が境界を接する隣地の所有者である場合等が挙げられます。また、複数の不在者の財産を長期にわたって管理しなければならない管理人の負担にも配慮する必要があります。したがって、最終的には裁判官の判断になりますが、複数の不在者の間に利益が相反する関係がなく、かつ、同一の管理人でも管理が可能と判断される場合には、複数の不在者について同一の管理人を選任することができます。

Q20 審判に対して不服申立てをすることはできますか。

できません。

なお、選任審判があるまでは、申立てを取り下げるることはできますが、審判があつた後に取り下げるることはできません。

また、選任審判があると、財産管理人による財産管理が開始しますが、いったん開始した財産管理を選任事件の申立人の意思で終了させることはできません。財産管理等をいつどのような場合に終了させるかについては、財産管理人による財産管理を監督する裁判所において判断することになります（Q 22 参照）。

Q21 不在者財産管理人は、どのような職務を行うのですか。

主な職務は、不在者のために、財産を管理し、財産目録を作り、家庭裁判所に報告することです。就任後、概ね2か月以内に、不在者の財産を調査して、財産目録や管理報告書を作成し、家庭裁判所に提出していただきます。その後も、家庭裁判所から定期的に不在者の財産状況の報告を求められます。

なお、不在者財産管理人が本人の財産を不正に費消した場合などには、財産管理人を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなど民事上の責任を問われたり、業務上横領などの罪で刑事責任を問われたりすることもあります。

1 職務権限

管理権限	管理人は、不在者の管理について民法103条が定める範囲内であれば、家裁の許可を得ることなく、裁判外の行為はもちろん、裁判上の行為をする権限も有するが、この権限を超える行為をするには家裁の許可を要する(民法28条、家事法39条、同別表1の55)。
清算権限	なし

2 職務上の義務

(1) 不在者との関係

※ 管理人と不在者との法律関係には、委任の規定が準用される(家事法146条6項、民法644条、646条、647条、650条)

善良なる管理 者の注意義務 (民法644条)	不在者の財産の管理は、管理人により自ら処理されるべきであるが、管理人の責任で補助者(例えば、弁護士事務所の事務員)を使用できるほか、やむを得ない事由があれば復委任(例えば、同一法律事務所の他の弁護士)をすることもできる(民法104条類推適用)。
受取物等の引 渡義務 (民法646条)	例えば、不在者が賃貸していた土地・建物について受領した地代・家賃は、不在者の財産の中に組み入れて、管理人としてこれを保管しなければならない。 管理人は、不在者のために自己の名をもって取得した権利を速やかに不在者に移転しなければならない。

金銭消費の責任 (民法647条)	管理人は、不在者に引き渡すべき金銭又は不在者の利益のために用いるべき金銭を自己のために費消した場合には、これを費消した日以後の利息を支払わなければならない。この場合、なお損害があるときは、その賠償の責任も負う。
費用償還請求権等 (民法650条)	<p>管理人は、自ら不在者の財産の管理事務を処理するのに必要と認められる費用を支出した場合には、当該費用額及び支出の日以後における利息の償還を不在者に請求できる(民法650条1項)。</p> <p>管理人は、自ら不在者の財産の管理事務を処理するのに必要と認められる債務を負担した場合には、不在者の財産をその債務の弁済に充てることができるし、弁済期末到来であれば、不在者の財産の中から相当の担保の提供を受けることができる(民法650条2項)。</p> <p>管理人は、不在者の財産の管理事務を処理するために自己に過失なくして損害を被った場合には、この損害の賠償を不在者に請求できる(民法650条3項)。</p>

(2) 家庭裁判所に関する関係

財産目録の調製義務(民法27条1項)	<p>管理人は、就任後相当期間内に不在者の財産について財産目録を調製しなければならない。財産目録は2通作成し、このうち1通は、家裁に提出し、もう1通は管理人が保管する(家事規則87条、82条1項)。</p> <p>家裁は、管理人が提出した財産目録が不十分であると認める場合は、管理人に対し公証人に財産目録を作らせることを命ずることができる(家事規則87条、82条2項)。</p>
不在者の財産の状況報告及び管理計算義務	管理人は、家裁が不在者の財産の状況報告(管理終了報告を含む)・管理の計算を命じた場合には、これらを報告すべき義務を負う(家事法146条2項)。
家裁の命令による不在者の財産の保存処分義務(民法27条3項)	管理人は、本来、家裁の許可を得なくても不在者の財産の保存をする権限を有するが、家裁が保存に必要な処分として命じた場合には、これをすべき義務を負担する。例えば、未登記不動産の保存登記、弁済、腐敗・損敗しやすい動産の売却などが挙げられる。
家裁の命令による担保供与義務	民法29条1項、家事法146条4項 実務上、家裁が担保供与を命じた例はないに等しいとされる。

Q22 不在者財産管理人の職務は、いつまで続くことになるのですか。

管理人の職務は、所定の管理終了事由が生じ、管理人選任処分が取り消されるまで続くことになります。申立てのきっかけとなつた事業用地の買収を果たしたら終わりというものではありません。

以下、管理終了事由と選任処分の取消審判について説明します。

1 管理終了事由

管理終了事由（家事法147条）には、様々な態様のものがありますが、大きく(1)人との終了事由と(2)物的（財産的）終了事由に分類できます。

具体的には、(1)については、①不在者の死亡が判明したり、失踪宣告がされた場合と、②不在者が帰来等して自ら財産を管理できるようになった場合、(2)については、①管理財産がすべて消滅するか、消極財産のみ残存することとなって現実の管理の必要性が消滅した場合、②管理を要する財産は残存するものの管理を継続することが相当ではないと認められる場合があります。

なお、不在者が現れたときには不在者であった者に、不在者について失踪宣告がされたり不在者の死亡が明らかになったときは不在者の相続人等※に、それぞれ財産を引き継ぐことになります。

※ 遺産分割に不在者管理人が関与し、それにより取得した財産を管理しているケースでは、判明した不在者の死亡日や失踪宣告により死亡とみなされる日が当該遺産分割より前の場合、そもそも相続人ではなかった不在者の代理人である管理人が遺産分割に関与したことになり、遺産分割の有効性が問題となります。不在者の死亡の前後によって管理人の行為の効力が左右されると制度の趣旨を没却することになるため有効と解されています。この場合、管理人としては、報酬を含む管理費を回収した残額を他の共同相続人の適当な一人に引き継げば足ります。管理人が遺産分割により取得した財産の引継ぎの相手方につき、以下の表に整理しました。

不在者の死亡(みなし死亡を含む)と遺産分割との先後関係	遺産分割の効力	管理人が遺産分割により取得し管理中の財産を引き継ぐ相手方
遺産分割時に不在者が生存していた場合	当然有効	・不在者に相続人のあるときは、相続人(複数ある場合はうち適当な一人)・相続人のないときは、相続人不存在の相続財産管理人選任または直ちに供託
遺産分割時に不在者が死亡していた場合	不在者に相続人がある場合	不在者の転相続人(複数ある場合はうち適当な一人でよい)
	不在者に相続人がない場合	不在者以外の分割当事者(複数ある場合はうち適当な一人でよい)→再度分割協議

2 選任処分取消審判

管理終了事由の発生によってその管理業務を終えたときは、管理人は、家庭裁判所に対して、管理終了事由を明らかにする資料を添付して管理終了報告書を提出します。

管理終了報告書の提出を受けた裁判所は、家事法147条により、選任処分取消しの審判を行い、管理人に対して普通郵便により審判書副本を送付して告知するとともに、選任申立事件の申立人に対してもその旨の通知を行います。

Q23 不在者財産管理人には報酬が支払われるのですか。

不在者財産管理人から請求があった場合、家庭裁判所の判断により、管理人の報酬額が決定されます。報酬の額は管理する財産の規模、行った職務の内容、管理の期間などによって異なります。

また、不在者財産管理人の報酬は、不在者の財産から支払われるのが原則です（民法29条2項）。

したがって、例えば、不在者に帰属する不動産が売却できてその代金を不在者財産管理人が確保したときは、報酬を含む管理費用（以下「報酬等」といいます。）の担保として予納金を納めていただいている場合であっても、報酬等は、上記売却代金から優先的に支払われることになります。しかし、その売却代金が報酬等に満たないときは、予納金から不足分が支払われることになります。

Q24 不在者財産管理人が選任された後、自治体が用地を買収するためには
どのような手続が必要ですか。

不在者財産管理人が家庭裁判所に「権限外行為許可」の申立てをし、用地を売却する
との許可をとる必要があります。不在者財産管理人は、民法103条に定められた権限を
持っていますが、それは主に財産を保存することです。遺産分割協議をしたり、不在者の
財産を処分したりする行為は、不在者財産管理人の権限を超えており、このような
行為が必要な場合は、別に家庭裁判所の許可が必要となります。

Q25 用地買収の対象となる土地と隣地との境界を確認するために、不在者財産管理人に立ち会ってもらうことができますか。その際、家庭裁判所の許可が必要ですか。

土地の境界は公に定められるものであり、私人間の合意によって確定することはできないとされていますので、境界の確認は、隣地との境界に争いがないことを事実上認めるだけで、境界を確定する効力を持たないことはもちろん、所有権の範囲を確認する効力も有しないものと考えられます。不在者財産管理人に境界の確認に立ち会ってもらっても、後に不在者の所在が判明し、不在者が境界や所有権の範囲を争えば、管理人による確認は法的には何ら意味を持ちません。したがって、境界の確認は保存行為にすぎず、家庭裁判所の許可は不要と考えることができます。

他方で、管理人が境界確認に立ち会うことにより、後に不在者が境界や所有権の範囲を争うことが事実上困難となるという事態も想定できますので、所有権の範囲を認める処分行為であるとして、家庭裁判所の許可が必要と考えることもできます。

いずれにせよ、最終的には裁判官の判断に委ねられますので、実際に境界の確認が必要になった段階で、管理人を選任した家庭裁判所に対し、許可の要否について相談してください。

Q26 不在者財産管理人に対し、土地の固定資産税を請求できるのですか。

固定資産税は、毎年1月1日の基準日に土地の登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人に課税されます。所有者が不在者の場合、滞納処分を執行するには、納税通知書や滞納処分の書類の送達は公示送達によることも考えられますが、一方で滞納処分によることなく、不在者財産管理人を選任して、選任された財産管理人に対し納税通知を行い、不在者財産管理人から任意に納税してもらうという方法も可能です。不在者の財産中に納税の原資となりうる流動資産（預貯金等）が乏しい場合は、不在者財産管理人において、裁判所の許可を得て不在者の財産である不動産等を売却処分して、その売得金を納税に充てることになります。もちろん不在者財産管理人による管理中であっても、任意売却より公売のほうがメリットがあると判断した場合には、不在者財産管理人に対して滞納処分の書類を送達するなどして滞納処分を執行することもできますので、不在者財産管理人を選任する方法による場合は、土地の換価方法につき選択肢が増えるということになります。

Q27 不在者を含む相続人間で遺産分割協議をしていますが、まとまりません。遺産である不動産について、保存行為としての相続登記を経た上で、自治体が不在者の相続分を買収することができますか。

共同相続人が、分割未了の遺産の一部について、法定相続分による持分を処分することは可能と解されていますので、遺産分割未了のまま、不在者の相続分のみを買収することも理論的には可能と考えられます。ただし、相続分を買収しても、他の相続人の相続分も買収しない限り土地全体において事業を行うことはできず、自治体としては、他の相続人と交渉して同意を取り付けるか、買収した相続分に基づいて共有物分割請求をするほかありません。

Q28 不在者財産管理人の選任申立てと、権限外行為許可の申立てを同時に
行うことができますか。

権限外行為許可の申立ては不在者財産管理人にのみ認められますので（民法28条）、管理人の選任申立てと同時に申立て人が権限外行為許可の申立てを行うことはできません。もっとも、選任申立ての時点で権限外行為として予定される行為の内容が固まっている場合には、その内容を申立書に詳細かつ具体的に記載したり、選任された管理人による申立て人からの事情聴取の際に的確に伝えたりなどしていただければ、管理人において当該行為の必要性、相当性を検討して、家庭裁判所に権限外行為許可の申立てを行う等、その後の手続が円滑に進むと思われます。